

着実に進めるということがございます。それから、問題農協を確実に解消するということでございまして、自己資本比率が四%未満という農協が十二年度末では三十ほどあったわけでございますが、これを十三年度末までに解消するということで努力でございます。

こういう努力等がございまして、先生が今御指摘のとおり、他の信金、信組等が減少する中で、そう高は多くはございませんが、前年同期比で一前後の伸びを示すといったようなことで、総体としては安定した状況にあるというふうに考えておるところでございます。

○岩永浩美君 ほかに比べて微増しているということは安定しているということにつながつてくるかもしれません、これは農家の皆さん方の預金量が増えたのか、員外の利用率が高くなつたのか。今回、増えたということになると、新規の口座開設数というものが増えてきたというような形が数字として表れてきているのか。そういう新規の開設数とか、そういうことは関係なく、個々の預金残高が増えたのか。そこはどうなつているんでしょうか。

それと同時に、今回、ペイオフが解禁になると同時に、地方自治体にはそれぞれの地域の農協が指定金融機関に指定されているところがありまます。それはたまたまそれぞれの地域の信用金庫が指定金融機関になつたり信用組合がなつていて、いうこともあつたと思いますが、こういうペイオフの解禁になつて、そういうところよりも農協の方が多いから農協を指定金融機関に変えたというような箇所がどれぐらいあるのか、それをお知らせ願いたい。

○政府参考人(川村秀三郎君) 先ほど、総体といつましては、農協貯金が本年の四月のペイオフの部分解禁後も、第一地銀なり信金、信組が預金を減少させる中で、対前年比で一%前後の伸びを示しておるところでございます。

ただ、この内容の内訳でございますが、申し訳ないんですけれども、その員外とそれ以外という

ようなことの、また他の金融機関からどういうふうにシフトしてきたかというデータがございませんので、これは申し訳ないと思いますが、そういう状況でございます。

それから、指定機関の状況でございます。これについてお答えを申し上げます。

市町村のうち農協を指定金融機関としているところは、平成十四年六月末現在で七百十七市町村とということです。そして、このほかに農

協を指定代理金融機関としている市町村は五百八市町村、それから収納代理金融機関としている市町村は二千七十一市町村というふうになつております。

また都道府県、これ今は市町村でございますが、都道府県の指定代理金融機関となつてゐるのは二十九信連と一農協がございます。それから、

○岩永浩美君 収納代理機関となつておりますのは十八信連と千十七農協という状況でございます。

○岩永浩美君 それぞれの地域で農協合併が進んでいます。今までの単位農協よりも大型化する農

協はより安定な金融機関として地域に密着していくと思うので、行政として農協を指定金融機関に指定するような働き掛けはどうかと思いますが、その体力が強くなつた農協が指定金融機関に多く思つて、地域経済にも大きく寄与していくことをつながつていくと私は思います。そういう意味で

○政府参考人(川村秀三郎君) 先ほども申し上げました、農業、農村をめぐる環境が非常に変化するということで、事業機能の一層の強化と経営の効率化、合理化を図るというこ

とで合併が進んでおりました。この農協合併につきましては、農協間での財務状況格差というものがありましたので、これがやはり合併の阻害要因になつたということがございました。

○政府参考人(川村秀三郎君) 先ほども申し上げました、農協間での財務状況格差というものがありますので、これがやはり合併の阻害要因になつたということがございました。

○政府参考人(川村秀三郎君) それで、農協間での財務状況格差というものがありますので、これがやはり合併の阻害要因になつたということがございました。

化の基準になる八%、六%、四%の農協数の内訳。

それから、JAバンクは積極的に情報公開をする必要があるのではないかと私は思うので、農協の財務情報のディスクロージャーの在り方についで農林省はどういう指導を今までしてきたのか、今後金融解禁が成った後はどういう形でそれを強く指導をしようとするのか、それも併せて尋ねておきたい。

○政府参考人(川村秀三郎君) 先ほども申し上げました、農協間では、農業、農村をめぐる環境が非常に変化するということで、事業機能の一層の強化と経営の効率化、合理化を図るというこ

とで合併が進んでおりました。この農協合併につきましては、農協間での財務状況格差というものがありますので、これがやはり合併の阻害要因になつたということがございました。

○政府参考人(川村秀三郎君) それで、農協間での財務状況格差というものがありますので、これがやはり合併の阻害要因になつたということがございました。

本比率四%未満の農協を解消すべきということで強力に取り組んでまいつたわけでございます。これも先ほど申し上げましたとおり、十三年度末の決算におきましては自己資本比率の四%未満といふ農協はゼロということで、解消いたしました。そして、現在、全農協の自己資本比率の平均値といふものは一六・一一%ということになつております。

そして、この情報公開も、正にこれは金融機関の一員としまして農協においてこれを実施するということでございまして、行政といたしましてもその指導監督の観点からディスクロージャーを推進をしているところでございます。

ただ、この実施ルールにおきまして、自己資本比率が八%から六%未満ということがまずレベル1ということ、それから六%から四%がレベル2、それから四%未満がレベル3というふうに区分をいたしまして、それぞれに応じた改善を指導を進めているところでございます。

そういうことで、平成四年には農協合併助成法の改正を行いまして合併推進法人制度というものを作設したところでございます。この任務は、合併に参加いたしまして農協の固定化債権を償却するための資金を貸し付ける信連等に対しまして利子補給する、それから合併に参加をいたしまして農協間の財務調整の指導を行う等の任務をしたところです。

そういうことで、この結果といたしましてござります。そして、この結果といたしましてござります。そこで、この結果といたしましてござります。

ただ、これにつきましては農協系統が自主的にやつておりますので、階層別の農協数、それからそ

れぞれの農協名等はこれは公表はされておりません。そういうことで、階層別はちょっと把握をしておらないわけですが、それほども、農林省と

しましては、とにかくこの四%未満の農協が極力発生しないということで、日ごろから都道府県でありますとか農協系統と連携をいたしまして、経営状況の精査、点検、それから問題を早く発見して早期に経営改善のための指導を行ってという方針をとっています。

ただ、これにつきましては農協系統が自主的にやつておりますので、階層別の農協数、それからそ

れぞれの農協名等はこれは公表はされておりません。そういうことで、階層別はちょっと把握をしておらないわけですが、それほども、農林省と

しましては、とにかくこの四%未満の農協が極力発生しないということで、日ごろから都道府県で

ありますとか農協系統と連携をいたしまして、経営状況の精査、点検、それから問題を早く発見して早期に経営改善のための指導を行ってという方針をとっています。

ただ、これにつきましては農協系統が自主的にやつておりますので、階層別の農協数、それからそ

れぞれの農協名等はこれは公表はされておりません。そういうことで、階層別はちょっと把握をしておらないわけですが、それほども、農林省と

しましては、とにかくこの四%未満の農協が極力発生しないということで、日ごろから都道府県で

ありますとか農協系統と連携をいたしまして、経営状況の精査、点検、それから問題を早く発見して早期に経営改善のための指導を行ってという方針をとっています。

ただ、これにつきましては農協系統が自主的にやつておりますので、階層別の農協数、それからそ

れぞれの農協名等はこれは公表はされておりません。そういうことで、階層別はちょっと把握をしておらないわけですが、それほども、農林省と

しましては、とにかくこの四%未満の農協が極力発生しないということで、日ごろから都道府県で

ありますとか農協系統と連携をいたしまして、経営状況の精査、点検、それから問題を早く発見して早期に経営改善のための指導を行ってという方針をとっています。

ただ、これにつきましては農協系統が自主的にやつておりますので、階層別の農協数、それからそ

れぞれの農協名等はこれは公表はされておりません。そういうことで、階層別はちょっと把握をしておらないわけですが、それほども、農林省と

しましては、とにかくこの四%未満の農協が極力発生しないということで、日ごろから都道府県で

ありますとか農協系統と連携をいたしまして、経営状況の精査、点検、それから問題を早く発見して早期に経営改善のための指導を行ってという方針をとっています。

ただ、これにつきましては農協系統が自主的にやつておりますので、階層別の農協数、それからそ

れぞれの農協名等はこれは公表はされておりません。そういうことで、階層別はちょっと把握をしておらないわけですが、それほども、農林省と

しましては、とにかくこの四%未満の農協が極力発生しないということで、日ごろから都道府県で

あります。こういう、金融機関並びに系統農協のそういう一つの健全化を一方的に図る上において、農家の皆さん方が困るようなことがあつては私はならないと思う。

て一点持つております。

第一点は、今、委員からお話をございましたように、農協系統の金融の安定のためには、合併をいたして経営基盤を強くしていくことが金

融のその側面だけから見ますととても大事なことがあります。だといつて合併を推進してきたのも事実でございます。ある程度これはなされたかもしません。

一方において、當農と貸出しの金融が、農協が大きくなることによって、心配りのある、當農と一体化した、正に農協金融の目的が合理化、大型化によってちょっと配慮が少なくななりはしないか、

在り方として気をつけて指導していかなければならぬと思つております。

(政事参考ノリハヨニ良表) 質問全般の重視を図る所であります。つきましては、ただいま大臣の方からお答えになりましてたけれども、実際の融資審査に当たりましてどういう考え方でやつておるかということをお尋ねをいたしたいと存ります。

いは保証人がなくとも機関保証が受けられると
いったようなシステムを導入いたしまして、でき
るだけ農家の方にとって分かりやすく使いやすい
ものに改めていく努力をしているところでござい
ます。

ものがあつてはならぬとレシヨンには当然だと承り思つております。

正に農業は、矢々の被栽培のとおりによりまして区々でございまして、その状況も非常に個別でございます。ただ、基本的に、融資に当たりましては、借りる農家等にとつても非常に分かりやすく、仮に融資が受けられない場合に、どう、うなづらうつかない、うなづか

○岩永浩美君 そこで、貸付けの在り方なんですが、けれども、貸付けの決定は、最終的には組合長が取ることはもう言うまでもありませんね。ただ、審査と貸付け決定の関係はどういうふうにするのか。豊木君は、今まで二回同じような形の中

力物的担保とそして機関保証によつて対応していく。その物的担保の中に、水田なんかはすぐ計算できるけれども畜産はどうするんだというところについては、様々な形態があろうと思いますが、基本論として、やはり物的担保と機関保証に

にとくいふところが問題であつたのかどうか、それがよく分かるようにといったような趣旨も含めて、最近はマニュアル化をいたしまして、その適正を期しているところでございます。

で、貸付け決定は理事会の同意があれば組合長が決裁すればいいという形をお取りになつておりませんか。

よつて対応していくと、これが系統金融の基本論であるう、このように思つております。

市中銀行やそこと違う農協の系統金融であると、いう根本理念を忘れずに、農業者に対しきめ細かな対応をしていくことが私は基本にならねば

状況かどうなつてゐるかということをますますお聞きせられまして、その経営者の能力を、技術レベルでありますとか経営マインド、また生産物の単収、品質、生産コスト、資産、こういうものをよく見て見をさせていただくということをございます。

そして、リスク管理のための決裁権限、審査方法等に関するルールの設定、こういったものが私は本当に必要だと思っています。また、リスク管理のこういった戦略的

○ 岩永浩美君 今、大臣から総論としてお話をいただいた、まあそういう形の中ではいいと思うんですが。

要するに、やっぱり物的担保並びに機関保証と

それから、次の視点をいたしましては、経営改善のための計画が適切であって、かつ実行可能なものとして、現在の技術レベルや経営マインドから見て達成ができるかどうか、また計画の内容が過大投資になつてはいないかといったような点

大事だと思いますが、リスク管理のための浮動費控
限、審査方法、先ほど申し上げたように、ルールの
設定ということをしながらも、一定規模以上の
融資案件等については理事会案件としてのルールの
設定、そういうものが必要不可欠ではないか

いうものの、そのことが固定するといふようにならない。それぞれの一つの、やつぱり機関保証についてでは弾力的な一つの見方ができる裁量がそこになら

とも点検をすると、
それからまた、三点目の視点といたしましては、計画が実行された場合に収益はどうなるの

○岩永浩美君 そのルールというのは、明確にちゃんととしておかなければ非常にルーズになつてのこのように思っております。

しまうことに私はなると思います。

そこで、もう、大臣並びに農林省は、不祥事件として岡山県のJA大原町の事例、十分に御存じだと私は思います。組合長が経営の独断専行を行つたことによつて問題が生じたこと。私は、そのことを考えると、監査の充実が最も私は必要だと思うし、そういう一つの審査体制というのをよく私は確立をしておかなければいけないのではないかなど。

今、営業管理部門と審査管理部門を区分けして、それぞれ専門家を配置することにより、ある一定金額以上のやつについては理事会の承認を得て組合長が承認をする、そのシステムが確立しているにもかかわらず大変大きな一つのやっぱり事件が起き得るというのは、やっぱりその一つのトップのリーダーの資質の問題もさることながら、そういう甘い体質が農協の中に一部はびこつている部分があるとすれば、こういう一つの機会を通して、厳に慎む一つのやっぱり法整備をしておく必要があると思います。

そこで、現在の単位農協に対する監査制度が今どうなつてゐるのか。
JA大原町は貯金量が七十二億円であつたために毎年の中央監査を義務付けられておりませんでした。単位農協においても、毎年監査をやるといふことが無理だとすれば、中央監査会、今まで単位農協、七十二億の場合にはしなくともいいような形になつていなければ、中央監査というのを単位農協の中にもやっぱりしていかなければいけないのでないかと、そういう思いをいたしますが、この件についてはどういう見解をお持ちでしようか。

○國務大臣(大島理森君) 岩永委員のおっしゃるところ、岡山県の事例を見ましても、組合というのは人縁的組織みたいなところが私は体質的にあります。したがつて、そういうことの起り得る、あれは特異な例だとしても、起り得る可能性を含むとするならば、この監査体制の充実は本當に大事なことだと、このよう

思つております。

このため、中央会による決算の監査を義務付けられる組合の規模を貯金量の一千億から五百億円行つたことによつて問題が生じたこと。私は、そのことを考えると、監査の充実が最も私は必要だと思うし、そういう一つの審査体制というのをよく私は確立をしておかなければいけないのではないかなど。

今、営業管理部門と審査管理部門を区分けし

て、それぞれ専門家を配置することにより、ある

一定金額以上のやつについては理事会の承認を得

て組合長が承認をする、そのシステムが確立して

いるにもかかわらず大変大きな一つのやっぱり事

件が起き得るというのは、やっぱりその一つの

トップのリーダーの資質の問題もさることなが

ら、そういう甘い体質が農協の中に一部はびこつ

ている部分があるとすれば、こういう一つの機会

を通して、厳に慎む一つのやっぱり法整備をして

おく必要があると思います。

そこで、現在の単位農協に対する監査制度が今

どうなつてゐるのか。

J A 大原町は貯金量が七十二億円であつたため

に毎年の中央監査を義務付けられておりませんで

した。単位農協においても、毎年監査をやるとい

ふことが無理だとすれば、中央監査会、今まで単

位農協、七十二億の場合にはしなくともいいよう

な形になつていなければ、中央監査というのを

単位農協の中にもやっぱりしていかなければいけ

ないのでないかと、そういう思いをいたしますが、こ

の件についてはどういう見解をお持ちでしよう

か。

産省は、そういう人たちも活用することによつてカバーを更に高めていくというお考えをお持ちな

のか、そういう指導監督をどのように今後行つて

いくのか。

そういう今ままの監査機構の中に登

録をされている三百三十三名で五百億以上の預金

を持つ農協を監査をするということになると、こ

れだけの人数ではどうしても不可能だと私は思

います。それは時々行つてやるということではな

く、安定した一つの金融機関としてそれを育てて

いくとするならば、その監査制度というのは十分

にそれをカバーしないと不安材料がよぎると思

いますが、その指導は今後どうなさいますか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 大だいま大臣がお

答え申し上げましたとおり、全国中央会への一元

化等、改善をしております。そして、今、先生も

御指摘のとおり、この限られた人員を有効に活用

するということも当然でござりますけれども、外

部の例えば専門家であります公認会計士、こうい

う者を積極的に活用していくということは極めて

重要であろうと思つております。我々も、各そ

の信連レベルに公認会計士を必ずそれぞれの地域

ごとに契約をしてそれを活用するということで、

信連には必ず帶同をしていく、また大規模な農協

等につきまして、あるいは問題のあるところには

そういう公認会計士を帶同して監査に当たるよう

に指導をしているところでございます。

○岩永浩美君 それで、貯金保険制度と預金保

險制度の違いについてお尋ねをしておきたいと思

います。

昭和四十六年度に預金保険制度が創立され

た際、農漁協は信用事業のほかに経済事業などを営

む総合事業体であり、金融業務のみを営む一般金

融機関とは異なること、つまり、経済事業が原因

で破綻することもあり得ることから、一般金融機

関の預金保険制度の対象とはせず、その後別建て

の仕組みとして農漁協の貯金保険制度が設けられ

たものであると、いうふうに私どもは承知をいたし

ております。

○副大臣(伊藤達也君) お答えをさせていただき

たいと思います。

昭和四十六年度に預金保険制度が創立され

た際、農漁協は信用事業のほかに経済事業などを営

む総合事業体であり、金融業務のみを営む一般金

融機関とは異なること、つまり、経済事業が原因

で破綻することもあり得ることから、一般金融機

関の預金保険制度が設けられ

たものであると、いうふうに私どもは承知をいたし

ております。

両制度は、仕組みは基本的に同一であるもの

の、これまでの破綻の規模等を反映をして、先生

御指摘のとおり責任準備金水準が異なる、また保

険料水準が異なるなどの差が生じております。し

かしながら、仮に両制度間で保護の仕組み、数字

に差を設けることとなれば、一般金融機関と農漁

協との間で預金の移動が生ずる可能性があり、

セーフティーネットの仕組み自体は同一であるこ

とが必要不可欠であるというふうに考えておりま

す。このため、今般の改正に当たつても、預金保

険と貯金保険については同様の対応を行うものと

いたしますのでござります。

○岩永浩美君 農林水産省は。

○國務大臣(大島理森君) 金融という世界におい

ては、信用を基礎にして信用を創造していくとい

う意味で同一の私は社会的な経済的な役割を担つ

ております。しかし、その対象として総合

農協、つまり単協で金融を扱つておるという特

色、そういうところによつておのずとその金融、

市中銀行や他の金融機関との異なる性格を当然持

は財務状況がやっぱりいいから、独自のメリット

を付けて制度にすべきとの意見があるようにも聞

いています。

今なお、今日に至つてなお制度を横並びをして

いるということは、何か、その必要性について何

かお考へがあつてこういう同一のものになつてい

るのか、まず金融機関からお尋ねをしたいと思いま

す。

つものと私は思います。

したがいまして、基本的な金融のルールに関する限りでは同一なる歩調を取りながらも、その実態的な目的という意味において、そこの違いは依然としてきっちり踏まえていかなければならないもの、そしてその目的の機能を果たしてもらわなければならないもの、このように基本論としては考えております。

○岩永浩美君 両省の考え方については理解をいたしました。ただ、一般の人から見ると対象預金残高が一方は六百九億円、一方が八十一億円、規模において、内容において、機関において、数において違うということ、それぞれ違うということからすると、非常にそれはそこがあるような感じを受けられます。

ただ、今言われたように金融という一面からすれば、その保険機構そのものが一元化されているということについては、私自身は理解をいたしました。そういう一つの違いがあってもなお金融という側面から、これは同一性のもので推進をしていくということは広く国民に知らしめておく必要があるのではないかと私は思います。

今まで私は皆さん方と質疑をして、金融制度をどうあるべきかと相思して、伊藤副大臣、もう結構ですから、済みません。そこで、最後に営農指導強化の必要性について伺つておきたいと思います。

今まで金融の、金融そのものについてお聞きをいたしましたが、農協の業務について、農家の経営を安定に資する観点からいえば、組合の営農指導を強化して農家の財務面での指導強化が大切であることは言うまでもありません。例えば、前年になることは、前年にならぬことによって収益が悪化したり、そのため、今年度その融資が受けられないという事態になつては非常に問題が出てまいります。個々の農家に対する信用事業、営農指導との連携をさせた柔軟な融資を行うことが農家の経営安定につながり、ひいては信用事業の健全化、安定化につながると私は思っています。

のものについて監査制度や審査制度の在り方に於いて万全の措置をお取りになることを御答弁をいたしました。安定したものにしていくために、金融面を側面から安定化させるために當農指導を強化していく、當農指導の強化のための人材の確保は今の農協の運営の在り方の中で十分になされているというお考えなのか、まだ不十分だとすれば、今後どのような形で人材確保や育成をしていくおつもりなのか、農林大臣の御見解をお聞きさて、私の質問を終わります。

掛けてまいりたいと思います。
ましてや、今、米の改革をやろうといったして
りますし、そういう状況の中で、その集落営農とい
るいは様々な生産主体というものがこれから出
くるんであります。しかし、集落営農とい
ものを本当に明確に位置付けながら、そこを一
のしつかりとした主体として私どもは考えていて
場合に、その集落営農を推進し、語り合い、確
していくのは正に私は系統の本当にこれから大
な役割だと思うんです。そういう意味でも、営農
指導員たるものが必要性あるいはレベルの高
化、これは普及員共々にあるいは農業委員会が議

に一体となってそういうものに取り組んでいかなければならぬ、こんな思いで、少し長くなりましたが、當農指導、指導員の強化というものが大変事になつてくるという認識は全く同一であり、これを指摘し、また話し合つて推進してまいる所が、當農指導、指導員の強化というものが大変努力したい、こう思つております。

○岩永浩美君 どうもありがとうございました。

○本田良一君 民主党・新緑風会の本田良一でございます。

冒頭、私は、この農林水産委員会で同じく能

県出身であり、そして熊本県議会とともに席を譲った三浦一水委員長の下で、そしてまた御指名を受けこの質問の機会を与えていただきましたことに、心から敬意を表します。

それで、私は、農協貯金法改正の質問に入ります前に、どうしてもこの農水委員会の場で一問かけ農水大臣に御質問をして、そしてその後、これが改正の質問に入らせていただきます。

私は熊本出身で、そして先般、有明再生法が委員会でも採決をされました。この有明海といいところで育ち、そして小学校のころなどは臨校というものでこの有明海でいろんな貝を取りたり、そうした関係で海を熟知している者として、ひとつ質問をいたしますが、まず、最近はこの明海に貝も、アサリガイも見当たらないと、そういう状況であります。私は、これの大きな原因について野放しの養殖生産があると思つております。

す。そして、このことは全国各地に当てはまる」とだと考えております。
そこで、私は議員立法を作成をいたしまして、先般の通常国会、そしてまたこの臨時国会を照準にしながらも、次の通常国会でこの持続的養殖生産確保法改正を提出をしたいと、こう思つております。それは、養殖生産における化学的物質の使用を規制をするものであります。有明海を始めとする全国の沿岸漁業の衰退を食い止め、昔の豊かな海に戻そうという趣旨であります。そして、最終的には食の安全の確保をすることになります。
具体的な数字を申し上げますと、九州農政局がまとめました熊本県の海面漁業、養殖業の総生産は、平成四年には十二万六千六百五十トンありました。しかし、平成十三年には七万六千百トンになりました。しかし、平成十三年には七万六千百トンになりました。四〇%も減少したわけであります。しかし、問題はそれだけではありません。総生産量の内訳であります海面漁業と海面養殖業で見ますと、海面漁業が十年前の何と三八%に落ち込みました。四〇%も減少したわけではありません。しかし、問題はそれだけではありません。総生産量の内訳であります海面漁業と海面養殖業で見ますと、海面漁業が十年前の何と三八%に落ち込んでいるのに対し、養殖業は、ノリの大不作があつたにもかかわらず十年前の八七%を維持しております。したがつて、十年前は海面漁業が全体の五五%、海面養殖業が全体の四五%と海面漁業が優勢であつたものが、平成十三年には海面漁業が三五%、養殖業が六五%と大きく逆転をいたしました。これは一体何を意味するのでありますでしょうか。
もし、有明海や八代海の総生産量の減少が流入河川の運んでくる生活排水など都市の過密化の影響であるとするならば、海面漁業も海面養殖業も同じ比率で減少するはずであります。海面漁業と海面養殖業の一一番の違いは何でありますか。
人工のえさや病気予防のための薬剤、見た目を良くするための化学薬品など、ありとあらゆるものを見に放り込んで生産するのが養殖であります。そうでない、あるがままの姿の魚介類を確保するのが海面漁業であると思つております。ところが、どちらも同じ海域で行われているわけであ

りまして、当然、養殖業で使用される大量の薬剤、えさは海を汚し、海面漁業にも多大な影響を与える。養殖に対する化学薬品の使用規制といふものは行われなければなりません。それが野放しだからであります。

熊本県の総生産量に占める海面漁業の衰退という事態になつたのであります。農水省は、BSE問題や牛肉偽装などの問題の反省から、従来の生産者、業者寄りの行政から消費者、生活者の方を向いた行政に大きく転換をしてきております。しかし、農業や畜産で起つた問題は海面の面でも遅かれ早かれ同じように起つてあります。こつていると言えましょう。

そこで、農水大臣にお伺いをいたしますが、漁業の衰退が言われる中で、我が国の養殖生産は顕著に推移をしております。一九八〇年の海面養殖業の生産は海面漁業の十分の一にすぎなかつたものが、昨年は四分の一を上回る規模になつております。世界的に見ても、我が国のような養殖の盛んな国はほとんど見当たりません。海外で我が国が指導しております養殖、それを我が国に輸入するというようなことも盛んに行われております。正に養殖大国であります。

しかし、養殖には大量的薬剤、人工のえさが使用をされます。ところが、その養殖に関して我が国の法律といえば、持続的養殖生産確保法という法律が三年前に施行されただけであります。しかし、この法律は消費者や水産環境の視点から養殖業を規制する法律ではありません。養殖業の健全な育成を目的とする法律であります。言わば業界支援法でありますし、持続的とは養殖業界の持続法であります。そうではなくて、養殖生産における化学生質の使用を規制をして、掛け替えるない海洋保全、環境保全をし、そういう意味の持続的でなければなりません。

この法律を改正するお考えはございませんか。大臣にお伺いをいたします。

○國務大臣(大島理森君) 私は、本田委員の今発言を伺つております、大変勇氣ある発言だと思

うんです。実際問題として、限られた海の力を、一方において養殖がどんどん増えていくと、生物の多様性の中ではかに影響するんだといふ御視点を持っておられるということに、実は有明の議論をしていますときに率直なそういう議論は余りなかつたなということを私は今こう振り返つて、だから勇氣ある議論だなと思うんです。

海の力というのは、やっぱり限りあるものだと思つてます。そこに、様々な薬品という問題について今間われましたが、御指摘のとおり、養殖の生産段階における使用の規制というのは、動物用医薬品について定める薬事法、飼料や飼料添加物について定める飼料安全法に基づいて行つてゐる。これは衆議院でも問われましたが、それでいいのかということにつきましては、私どもも正に消費者の保護の観点あるいは畜水産物の食品としての安全性の観点からやはり見直しの検討を行ななればならぬ、こう思つて今行つてあるところでございます。

持続的養殖生産確保法

というの、この持続的というところがこれは生産者寄り、業界寄りじゃないかという御指摘ではありますけれども、しかし持続という中に環境という問題をきちっととらえましたと、海の力の限界といふものをしっかりとおられましたね。だから、聞いておりましてなほどと、こう思つておりました。

○本田良一君 大変、勇気あるという言葉で私の質問に対しまして感想を述べていただきまして、またこれからの方針もいただきましてありがとうございます。だから、もう少し申し上げますと、実は、先般、大臣の答弁で、まず海といふのは全体の国民のものだ、そういうことを言つておられました。その次に、例えば有明海の再生法のときには、ノリ業者だけのものではないということを大臣言つておられましたね。だから、聞いておりましてなほどと、こう思つておりました。

それが、今現実に、有明だけのことを申し上げますと、有明海はノリ業者だけの海になつております。それはどうしたことかといえば、元々、アサリガイというののはもう今は大体死滅の状態です。それが、こういうところが実を言うと勇気あるところなんですよ。

私が市議会議員のころ、十五年前、それと酸処理を出したのが、質問をし出したのが同時期なほど養殖事業が本当に養殖大国といふ御指摘をいたしましたが、やはりもう少し基本から勉強してもらおうということも私思いますので、水産物の安全確保に係る水産政策のあり方検討会に、生産段階における安全確保の在り方、養殖

公明党の日笠先生が質問をされました。これも私は勇気ある質問で取り出させていただいたと思いますが、酸処理は、一般に水産庁が答えているのは、珪藻と言いますね、ノリは珪藻、アサリガイは、珪藻が死滅をするとか、そしてプランクトンが増加するとか言う。珪藻と言うから何か分からず、日本国じゅう至る所に湾があつてそこで養殖しておりますが、その養殖事業そのものの基本から少しそういうところで検討していただくと同時に、生産者の皆様方に、海というものはおれたるものだ、どう使つてもいいんだというふうな意識から、持続する海の力を維持していくこうといふ意識にしつかりえてもらう、そういう中でお互いに努力していこうというこの意識改革というのも私大事だと思いますので、水産関係団体にもそういう視点から積極的に働き掛けてまいりました。このアオノリを殺すことによって、酸で殺す、殺すことによつて色つやのある黒いノリを作る、これが流通上最も重要なことなんですね。

ところが、この珪藻の中に含まれるアオノリ、アオノリを食べてアサリガイは生きているわけです。だから、今、先ほどの数字ではつきり出ておりましたね。ノリの生産はありながらアサリガイは死滅をしているんですね。これは海岸からのいろんな汚染物質とか、あるいは洗剤などとかいう理論などありますけれども、もうとつくに、あのまだ泡を盛つたように海に流れていた洗剤の時代でもアサリガイはびくともしなかつたです。私どもが入つていけば、その前にあつともうこの一杯のところでどんどん手ですくつて取れるぐらいあつたんですよ、その汚濁があつたときでも。

ところが、酸処理をし出してアサリガイが減少したと私は思います。だから、先般、水産試験場で研究をしているかとこう聞きましたら、ここではやつていらないということでありました。それで、この酸処理が私は大きなこの有明の生態系をもう殺してしまつてはいる。

それから、この二枚貝の中でも例のタテガイ、タイラギといいますけれども、タイラギはどういう状況かといいますと、元々一軒のノリ業者が五十枚、豊一枚分を、五十枚を張つていたのを百枚、倍に張るようになつた。張るようになつたからすとんと十メートルくらい落ちます。この階段式の落ちていくときに、ここにこのタイラギは

そのときに、倍にするものだから、ここまで、本当はこの辺まででノリの網をやっていたのを、百枚全部がやるからここまで来ました。ここまで来てここで酸処理をやるからこれを直接かぶつて、今これ五十枚にまた戻しましたし、酸処理だけではなくて塩酸を使っている。塩酸の方が安いから、もつと安い価格の塩酸を使っているんですよ。その塩酸を使わないように、今この問題が起

こつてからほとんどそういうふうに水産、漁協の方の指導がありまして、この問題が起きてから塩酸はほとんど使っておりません。

そして、酸処理の仕方を、有明再生法の中に入っておりますね。酸処理の処理の仕方をちゃんとすると書いてある。酸処理の処理の仕方というのはどういうことかといえば、一応全国における酸処理販売の数字を平成九年から十三年まで、全

国で酸を販売をされたのは五千五百五十一トンから、大体五千トン台が酸処理の販売数、そのうち有明海に使われたのは二千二百五十九トン、平成九年。平成十三年には二千四十四トン使つてあります。この残処理は、今までその処理をそのまま海に捨てる、そういう状況でもありました。よつて、私は、この酸処理を本当にやめさせなければ再生はできない、これを申し上げておきます。

そして、酸処理の代替品として電気分解によつて酸処理をやる。先般、日笠議員の答弁に言われました電気分解方式、これで、今金額が高いからもつと安くしてこれをやればいいわけありますから、そういう研究を早くやつていただき。

それと、この生産確保法、これは何のことによつて、いつできたと、大臣、一つだけ、御存じであれば。持続的養殖法、最初の三年前につくられたのは、いつできたのですか。何を理由にしてできただですか。

○政府参考人(木下寛之君) 現在の持続的養殖生産確保法でござりますけれども、平成十一年に制定されたというふうに承知しております。

○本田良一君 何が起つたからですか。

○國務大臣(大島理森君) アコヤガイの大量へい

死と伺つております。

○政府参考人(木下寛之君) 今、大臣からも御答弁申し上げましたように、養殖における過密状況によります弊害を是正するという観点から制定されただというふうに承知いたしております。

○本田良一君 大臣、クルマエビとおしゃつたでしようか、今。アオノリ。

○國務大臣(大島理森君) いや、アコヤガイ。

エビは熊本県が全国一を誇つております。そして、このクルマエビは私と因縁がありまして、私は、熊本県議会でこの日本一を誇つている熊本県のクルマエビ生産をより商業的に全国に販売するために熊本県の魚に指定してもらつたんです。熊本県の県魚、これになつております、クルマエビは。

ところが、このクルマエビがベトナムから輸入しました稚魚のウイルスで大被害になりました、金滅をしてしまいます。そのため作つたのがこの持続的養殖の最初の法なんですよ。これは自分でなければならないといふ法です。先ほど、業界法と言いましたけれども、生産者の方が業界だからそう言つたんすけれども、本当はこの一番最たるものは、自分だけよければいいというのがこの持続的最初の法なんですね。それで、この持続的を隣の魚介類にも、あるいは隣の環境にも、そして海全体のと、こう持つていかなければならぬこと。

それで、ところが、本当はここまで行くべきだところで、自分だけよければいいといふのがこの持続的最初の法なんですよ。それで、この持続的を隣の魚介類にも、あるいは隣の環境にも、そして海全体のと、こう持つていかなければならぬこと。

それは、海のものは安全という日本人の神話がもう崩れています。海のものはもう安全ではなくなつたんですね。それで、このクルマエビだけに化学薬品を使ってクルマエビが立派に育てばそれでいいわけです。例えばフグの養殖があります。フグにホルマリンを使ってるんですね。ホルマリンでフグが立派に育てば、そして出荷されればそれでいいというのが今のやり方なんです。ところが、このホルマリンは、既に五十年間続けてきました天草の海の真珠貝、これに百億円の被害を与えた。だから、隣の魚介類にそんな被害を与えて

る、それを野放しの状態じゃいけないからこの法の改正が必要なんですね。

それで大臣は、この「水産用医薬品の使用について」という、水産庁が持つておりますけれども、この資料をごらんになつていただければ、これは本当にすごいと思うんですよ。例えば、マアジとかヒラメとかコイとかウナギとかブリとかマダイとか、こういうもの、ブリだけでも六十種類ぐらいの薬品を使っております。中には塩酸という名前の、塩酸と頭に付くようなそういうものもあります。だから、これを見ると、本当にこんなに使われて生産をされているのかと。そうなりますと、今海外で問題になつてゐる農産物の問題と同じ状況が起つてまいりますね。

それで、ところが、本当はここまで行くべきだところが、自分だけよければいいといふのがこの持続的最初の法なんですよ。これは自分でなければならないといふ法です。先ほど、業界法と言いましたけれども、生産者の方が業界だからそう言つたんすけれども、本当はこの一番最たるものは、自分だけよければいいといふのがこの持続的最初の法なんですよ。それで、この持続的を隣の魚介類にも、あるいは隣の環境にも、そして海全体のと、こう持つていかなければならぬこと。

それで、ところが、本当はここまで行くべきだところが、自分だけよければいいといふのがこの持続的最初の法なんですよ。これは自分でなければならないといふ法です。先ほど、業界法と言いましたけれども、生産者の方が業界だからそう言つたんすけれども、本当はこの一番最たるものは、自分だけよければいいといふのがこの持続的最初の法なんですよ。それで、この持続的を隣の魚介類にも、あるいは隣の環境にも、そして海全体のと、こう持つていかなければならぬこと。

それで、ところが、本当はここまで行くべきだところが、自分だけよければいいといふのがこの持続的最初の法なんですよ。これは自分でなければならないといふ法です。先ほど、業界法と言いましたけれども、生産者の方が業界だから

お伺いをいたします。

まず、農協・漁協系統の信用事業の現状についてお伺いをいたします。

三段階ある農協系、漁協系、それぞれの信用事業の資金量は幾らでございますか、副大臣。それぞれの資金運用状況はいかがでしょうか。四番目が、貸出しの中の不良債権の比率はそれぞれどれくらいでありますか。農協・漁協系統金融機関の財務内容は一般的銀行に比べて相対的に健全と言えるでしょうか。

以上、ちょっとお答えお願いしたいと思いま

す。

○大臣政務官(渡辺孝男君) じゃ、順番にお答えいたします。

最初の農協系統信用事業の資金量についてですが、平成十三年度末時点での農協系統信用事業の資金量、すなわち総資産額であります。それぞれ農協が七十五兆三千億円、信連が五十四兆四千億円、農林中金が五十六兆五千億円となつております。

それから、二番目の質問でございましたが、平成十三年度末の農協の資金運用の主要な内容についてですが、貸出しが二十一兆七千億円、有価証券が四兆一千億円、信連への預け金が四十七兆九千億円であります。そして同様に、信連の資金運用の主要な内容については、貸出しが五兆四千億円、有価証券が十三兆二千億円、農林中金への預け金が三十二兆五千億円となつております。同様に、農林中金の資金運用の主要な内容ですが、貸出しが二十四兆二千億円、有価証券が二十三兆三千億円となつております。

三番目の質問でござりますけれども、農協系統金融機関の貸出し額に対する不良債権の比率でありますけれども、十三年度末の農協のリスク管理債権額は一兆三千四百五十三億円で、貸出金に占める割合は六・二%となつていています。同様に、信

連については、リスク管理債権額が四千八百四十億円で、貸出金に占める割合が9%となつております。同様に、農林中金については、リスク管理債権額が七千九百四十億円で、貸出金に占める割合は三・三%となつております。

農協系金融機関全体では、リスク管理債権の総額が二兆六千二百一十三億円、貸出金に占める割合が五・一%、総資産に占める割合が一・四%となつております。他業態と比べて低い水準にあると言えます。特に賃貸率が低いことから、総資産に占めるリスク管理債権の比率は低くなっています。

次の一問、農協系金融機関の有価証券の評価損益ということではありますけれども、平成十三年度における農協系金融機関の有価証券の評価損益は、農協が四百七十四億円、信連が一千六百九十六億円、農林中金が一千四百七十三億円の評価益であります。それから、農協系金融機関の員外貸出し比率についてでありますけれども、平成十三年度末における農協系金融機関の貸出しに占める員外貸出し比率は、農協が約一九%、信連が約七五%、農林中金が約九七%となつております。

○副大臣(太田豊秋君) 農協系金融機関の財務内容と大手銀行に比べての健全性というような御質問でございますが、農林中金の平成十三年度の決算では、厳しい経営環境の下ではございましたが、大手銀行が赤字となる中で、経常利益が八百三十二億円、前年より百五十一億円ほど減つておりますが、確保いたしております。

また、自己資本率でも一〇・〇二%となつております。国際金融業務を行う金融機関の基準である八%を超える自己資本比率が確保されてございます。

また、リスク管理債権の状況を見てみましても、総資産に占める割合は一・四%、それから出資金に占める割合は三・三%、それから貸倒引当金の引き当てる率は四七・四%となつており、銀行と比べても遜色のない基準となつております。

健全な運営状況にあるものと考えておるところでございます。

○本田良一君 貸出しの中の比率をお尋ねしますが、二割以下ということに約款上はあるわけですが、この貸出しが一九%ということで、この約款に違反するようなところに貸しておるとか、そういう事件などはありましたですかね。

○政府参考人(川村秀三郎君) 数多く農協金融をやつておりますが、そなたさんは事例ございませんが、何件かはございます。

○本田良一君 今後、ひとつそういうことは厳格にないようにお願いをいたします。

それでは次に質問を。

大手金融機関は金融庁の特別検査などで厳重な検査がなされています。それでも不十分という声があります。農協・漁協系の検査体制はどうなっているのでしょうか。先ほども質問があつておきましたが、十分な体制でなされているのか、お伺いをいたします。

大手金融機関は金融庁の特別検査のように、貸出先の検査がなされています。それでも不十分という声があります。農協・漁協系の検査体制はどうなっているのでしょうか。先ほども質問があつておきましたが、十分な体制でなされているのか、お伺いをいたします。

○副大臣(太田豊秋君) 農協系金融機関に対する検査がなされていますが、都道府県信農連と、それから信漁連について国が、それから農協及び漁協については都道府県連が実施をいたしておりますところです。農林水産省本省及び地方農政局を合わせて約百二十名の検査官によってすべての信農連及び信漁連の検査を毎年実施いたしております。

系統金融の今後のあるべき姿を大臣に語っていただきたいと思います。

○國務大臣(太島理森君) あるべき姿論を私からお答えを申し上げ、その他の質問は副大臣からお答えをさせていただきますが、当然に経営基盤の強化を図ることは私は大変大事なことだと思います。そのため今まで合併という手法が取られたのも事実でございますが、今後は、JAバンクシステムが整備されたところでござりますので、そういう観点から経営改善あるいは組織統合を行なうというふうにすべきだと私は思っております。

○本田良一君 今回の質問の一番の、いろんな金融検査、それから先ほど来申し上げました系統金融検査マニュアルに基づきまして、貸出先の経営状況に関する自己査定状況の検証を含めまして農漁協系金融機関の経営の健全性が確保されるように検査の的確な実施に努めてまいりたいと思っています。

○國務大臣(太島理森君) まず、今、日本経済全体の様々な問題の中の大きな一つとして、日本の金融システムが抱えている不良債権問題を処理させたいと、そしてそれを十六年度中に終結をさせたいという強い目標を政策として打ち出させていたがいまして、その間に起る不安、その間

に起る経済上の問題というものは、一方においてセーフティーネットと称してきちつと対応を打たなければなるまいということから、今のペイオフ解禁を二年間延長するということになった、そしてそういう方向で提案をし御審議をいただいて

○本田良一君 それでは、ちょっと時間がありまして、いろいろなことをお聞きしたいのです。そこで、お話をうかがいたいのです。

が独自に整備をされました。にもかかわらず、今回、農協及び漁協の系統金融機関についても他の金融機関と横並びでペイオフを延期をする理由はありますか。

(国務大臣) おんじて経済があつた後、住仕という問題がございました。つまり、あるときも系統金融が起こした不良債権問題でございました。なぜあれほど多くの苦しみを経ながら七千いました。もとをこころにこころにこころにこ

億という積金を投入したのかどうかと私は相
通する問題が根底にあると思いますが、系統金融
機関、約七十兆強の資金を持つておるわけでござ
いますが、ここで起る様々な問題は日本の金融
システム全体にも影響がある、リンクされていく
ものと。

先ほど、岩永委員からも御質問ございましたが、金融システムという世界においては、そのどまろころは私どもは、市中銀行の金融システムが果たしている役割と同じものということであるならば、金融システムの全体の問題として系統信用事業も位置付けなければならないという意味でそういうふうにさしていただいたと、このように御理解解いただければと思います。

○本田良一君 私はずっと今まで自分の考えを言わずに質問だけの、皆様方の、をしてきました。私は、地元の金融機関からは、今回ペイオフの延期がなったのは非常に有り難いと。その前に、ペイオフを延期をしてくれという要望も受けておりました。二年間の要望ということになつて大変ありがとうございました。どういう、信用金庫辺りのそういう役員の

方からお札を言われております。

ところが、私は、本当はペイオフというのは、私どもから言わせれば、ない方がいい、そういう安全な金融体制であつてほしいですね。だからといって、それでは自由主義市場経済の中で金融も競争だと、そういう中で生き残っていく将来の中では当然金融の破綻というのはどこかにやつぱり起り得る、そうした場合に、やっぱりペイオフといふのは政治的には設けておくある面のセーフティーネットかなと、こう思います。

しかし、この二年間の延期は、元々小泉総理は、あくまでもペイオフはやるという公約でありました。ところが二年間延期ということ、この事態には、景気と金融システムが、経済が回復をしない、不安がある、そこそこ正直と、うのは、私には取

いへるが、いかにも景氣の復興に効果があると
思われたと思いますけれども、景気回復と経済の再
建をやることのできない今の現状の小泉政権、そ
こを如実に表していると、こう思いますよ。

それで和はやくはり、民主党は一年としないことを、二年延期でなくして一年だということは、一般的の金融と消費者の側からすればペイオフはない方がいいんだけれども、しかし政治的な、小泉政権が公約として景気を回復をして金融制度をちやんと健全なものにするという公約がある以上、こ

れを安易に年間延ばしたり、そこを我々は早く景気回復をやつて金融システムを健全なものにしてと、そういう願いを込めて一年を言つてゐるわけであります。

よって、私は、日本の経営、金融システム、本当に今大変な状況にあると思っております。

アメリカは既に、日本の金融システムはまだ健全ではない、マフィアに乗っ取られて、不良債権全ではない、

をほとんどがマフィア不良債権だと位置付けておられますね。このマフィアがはびこっている金融システムを本当に健全なものにしなければ、私は、何年たつたって、どれだけの公的資金をつき込んで日本経済は再生できないですよ。勇気を持つて、だから、竹中大臣がある面、本当は国会議員がやらなくちやないかな金融、財政

担当ですか、柳澤さんがやつていた、これをなぜ

空白にして竹中さんがやっているか。これは、選挙の洗礼を受ける国会議員ではいろいろと何か脅されたりそういうことでできないから私は竹中さんが兼務してやつてあるんだと、こう思つておりますよ、自分一人でそういう想像をやつている。だから、本当に今、国会議員が勇気を持つて、このやみの金融システムを本当に毅然と排除して健全なものにする、それを小泉政権で勇気を持つてやっていただきたい、そして景気を回復しても

らいたい、そのことをお願いしたいと思います。
八十年前のアル・カポネがアメリカの金融システムを握つておったあの時代と、今、日本の金融システムは私は同じものと、こう思つておりますから、頑張つてもういたかと思ひます。

以上です。

○日笠勝之君　公明党的日笠勝之でございます。
先日の独立行政法人化関連六法案の、質問をい
て御詫び申し「い」といふことから本日、市田忠義君が委員を辞任され、その補欠として西山登紀子君が選任されました。

たす予定でございましたが、若干積み残したのがござります。本日の法案にも関連をすることござりますので、先にそれから質問をさせていただきたいと思います。

は、林業信用保証業務は九十三億円、漁業信用保証業務は四百八十三億円の欠損金を平成十二年度に計上しているわけでございますが、この欠損金は、農林漁業信用基金の件でございますかこれ

の処理をどのようにされる方向なのか。また、問題は、林業者、漁業者それぞれが保険料率等々の問題で重い負担にならないよう自然配慮していくべきやならないと、こういうことも併せてお答えをいただければと思います。

○政府参考人(加藤鐵夫君) 今、先生、十二年度末で数字を言われましたけれども、十三年度末の

決算が出ておりまして、それによりますと百九億

円の繰越欠損金を計上しているところでございま
す。この繰越欠損金につきましては、近年の経済金
融情勢が厳しいということに加えまして、住宅着
工量の減少等に伴う木材需要の低迷等という木材
の関係等もございまして収支が悪化をしていると
いうのに起因しているわけでございます。
このため、新法人の財務状況の健全性を確保する
という観点から、林業信用保証業務につきまし

では、承継される資産、負債を時価評価した上で、繰越欠損金を既存の出資金の減資という形で処理をしたいというふうに考へておるところでござります。

担にならないようについてのお話でございますけれども、林業信用保証業務については独立行政法人化に向けて採算を確保した適切な運用ということを行っていくことが必要だというふうに考

そういうために、代位弁済率に見合った適正な保証料率を設定するとともに、代位弁済額が増加していくような適切な審査ということにも努めていますが、かなければいけないとということでございますが、

一方では、林業信用保証制度は林業分野における唯一の公的信用保証制度でございまして、林業者等に対し林業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的としているわけでございますので、そういうことも配慮しながら、今後とも、制度の健全性を確保しつつ、林業者にとって過大な負担にならないよう十分分配慮して進める必要があるというふうに考えておりますのでございま

○政府参考人(木下寛之君) 農林漁業信用基金の漁業信用保険業務につきましてお答えを申し上げます。

平成十三年末の決算におきまして繰越欠損金でござりますけれども、四百八十三億円でござります。この繰越欠損金でござりますけれども、四十四

年代後半のオイルショック、あるいは二百海里問題に対処するため政府が積極的な保証対応を講じた結果によるものでございます。保険金の支払から長期間を経た現在、回収の見通しが非常に困難だということでございます。

したがいまして、今回の独立法人化に際しまして、私ども、新法人の財務状況の健全性を確保する観点から、承継される資産、負債を時価評価した上で、繰越欠損金を既存の出資金の減資により処理をしたところでございます。

また、二つ目のお尋ねでございますけれども、保証料でございます。

私ども、現在、漁業信用保証業務におきます中長期的な収支均衡が図られるよう、事故率に見合った適正な保険、保証料率の見直しに着手をしているわけでございますけれども、お尋ねのように、保険料率の設定に当たりましては、制度の健全性を確保しながら、一方で漁業者にとりまして過剰な負担にならないよう十分配慮しながら見直しをしていきたいというふうに考えております。

○日笠勝之君 漁業信用保証業務も漁業信用保険業務も、ともに減資ということだとそうでございます。

ところで大臣、昨日、農水省から財務省に平成十四年度の補正予算の要求をされたと思います。御存じのように、経済社会構造の変革に備えたセーフティーネットの構築ということで、農林水産省から農林漁業者等への融資の円滑化とことで百八億円の要求をされたと聞いております。

この中身は、農林漁業信用基金への出資を行う、出資を行うと、こういうふうに聞いておるわけでございます。減資をして独立行政法人へ持っていく、今回この補正で出資をすると、百八億円だそうでございましたが、特殊法人改革推進事務局でございましたか、今年十月の決定によりますと、この欠損金の処理については安易な国費投入を行わないで、具体的にその処理方策について策定をして実施すべきことと、こうすることを明確に言つておるわけでございまして、先日私もその

ことについては確認いたしました。

この辺の意図ですね、減資をして、今度は出資をすると。減資する前に出資しておこうかと、こいうことなのか、安易な国費投入という批判は当たらないのかどうか、このことについてお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(大島理森君) 基本論としてお答えしてから、各

我々も、そういう特殊法人から独立化への移行に關しては、正に今、日笠委員がお話をされた基本に基づいて議論し、精査した上で要求したものでございます。

○政府参考人(田原文夫君) 基本的にはただいま大臣からお答え申し上げたとおりでございますけれども、まず、来年十月の独立化に当たりまして、資産の時価評価の問題でございますとか、そういうこと等がございますので、基本的には、まず繰越欠損金、こういったものにつきましては、先日の当委員会におきます独立化の審議の際にもお答えさせていただきましたけれども、基本的には、やはり出資金の減資等、こういったことによりまして安易な国費投入等は行わない、こういうことでまず対応することが基本だということです。

ただ、他方、昨今の厳しい経済情勢、農林水産業をめぐります環境等々も大変厳しいものがござります。こういった中におきまして、やはり地道に毎日の生産活動にいそしんでいらっしゃいます農林漁業者の方への資金の円滑な融通を行う、このためにはやはり保証基盤の確実な、保証基盤を充実させていくことが極めて重要である

かような趣旨から、今回の総理指示、この中におきましても、二つの柱がございまして、一つは経済社会構造の変革に備えた正にセーフティーネットの構築といふことも、政府全体といたしましては一・五兆円の枠内でという御指示もございました。

○日笠勝之君 いや、金融審は金融庁の審議会でござりますね。ですから、独立して皆さんの方の農林漁業系の信用事業というのはあるわけですか、別に金融庁の金融審が言ったからやらなきやいけないと、こういうことじゃないんじやないでしょうか。というのは、護送船団になっちゃうわ

しましては、農林水産漁業者等の融資の円滑化という趣旨で基金への出資ということで要求を昨日させていただいているところでございます。

○日笠勝之君 是非、安易な国費投入ということは当たらないのかどうか、このことについてお伺いしておきたいと思います。

大臣、重々と対応をお願いを申し上げておきたいと思います。

さて、この法案の中身につきまして若干御質問をさせていただきます。

ちょっと私、調べる時間がなくてお聞きするんですけど、まず、来年十月の独立化に当たりまして、資産の時価評価の問題でござりますとか、そういうこと等がござりますので、基本的には、まず繰越欠損金、こういったものにつきましては、先日の当委員会におきます独立化の審議の際にもお答えさせていただきましたけれども、基本的には、やはり出資金の減資等、こういったことによりまして安易な国費投入等は行わない、こういうことでまず対応することが基本だということです。

ただ、他方、昨今の厳しい経済情勢、農林水産業をめぐります環境等々も大変厳しいものがございます。こういった中におきまして、やはり地道に毎日の生産活動にいそしんでいらっしゃいます農林漁業者の方への資金の円滑な融通を行う、このためにはやはり保証基盤の確実な、保証基盤を充実させていくことが極めて重要である

かような趣旨から、今回の総理指示、この中におきましても、二つの柱がございまして、一つは経済社会構造の変革に備えた正にセーフティーネットの構築といふことも、政府全体といたしましては一・五兆円の枠内でという御指示もございました。

○日笠勝之君 いや、金融審は金融庁の審議会でござりますね。ですから、独立して皆さんの方の農林漁業系の信用事業というのはあるわけですか、別に金融庁の金融審が言ったからやらなきやいけないと、こういうことじゃないんじやないですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 正に今先生が御指摘いただきました金融庁の答申の中に、この金融システムの充実の中に盛り込まれておるところでございます。

○日笠勝之君 どこのところですかね。ちょっと私、全部読んでみたんですが出てこなかつたんですねけれども。

○政府参考人(川村秀三郎君) 個別の名称として入っているわけではなくて、その決済機能を充実していく中で読み込んでいるところでございます。

○日笠勝之君 いや、金融審は金融庁の審議会でござりますね。ですから、独立して皆さんの方の農

けですね。

それともう一つ、例えば決済用の貯金というのは、これは創設するんですか。創設する義務があるんでしょうか。しなくてもいいと、こういうふうにも聞いておるんですが、いかがですか。

○國務大臣(大島理森君) 日笠委員の先ほどの質問で局長がお答えしましたが、そういう一つの諮詢といふものがあつたのは事実、しかしそこには具体的に農協の系統資金が云々ということは書いてないのも事実でございます。そういうものを踏まえながらも、これはもう日笠委員大変専門の分野でございますけれども、基本論として先ほどからお答え申し上げたとおりでございますが、これはどこからどういう例えれば建議とか答申があつて、是非その方向でやろうと、で、法案化して今国会へ出していると、こういうふうなことなんでしょうか。

どこのどなたがこの法律改正すべきだと。金融審議会は九月に答申出されましたけれども、その中で今回の法律も併せてやれと、こういう一文があつたんですか、私ちょっとと不明にして見なかつたんですけど、いかがですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 正に今先生が御指摘いただきました金融庁の答申の中に、この金融システムの充実の中に盛り込まれておるところでございます。

○日笠勝之君 ところが、恐らく一般金融機関は横並びで皆やるんだろうと思いますね。ですから、何が言いたいかといふと、金融審が言ったからさくさくと、そこそこ皆さん方の系統の信用事業も一緒だと、こういうことでなくとも、しっかりととした議論をした上でやつてもいいんじゃないかなと。例えば、金融制度審議会に応するような審議会が農水省の中にあるんですか。

○國務大臣(大島理森君) ありません。

○日笠勝之君 だったら、これだけの貯金保険制度もあり、これだけの規模のお金も預かつてまた貸出しもしているということを考えれば、金融制度審議会に対応するような審議会なり大臣直属の

詰問的なポジションがあつても、セクションがあつてもよからうと思うんですが、それはどうな
んでしようか。

○國務大臣(大島理森君) 日笠委員の御提案でござ
ります。今必要だということは言えませんが、
ちょっと考えて、勉強をしてみたいなどと思いま
すが、様々な金融系統の強化策については改革努
力をしてまいりました。その根本は、何回も申し
上げて恐縮ですが、やはりあの住専という問題が
一つの大きなきっかけでございました。そういう
ことからかなり健全性をかなりというか相当健
全性を保つような状態になりましたが、そういう
中で金融問題に対する大変知識の深い職員も育つ
てきておりましたし、いずれにしても、そういう第
三者の的なものというものがどうあつたらいいの
か、なくともいいのかということは、せっかくの
御提案ですから、ちょっと勉強をしてみたいと、
こう思います。

○日笠勝之君 さて、決済性の貯金制度を作ろう
と、ペイオフを解禁、凍結解除ですね、一部先送
りしようと、こういうふうなことでござります
が、竹中金融担当大臣はこのペイオフの問題につ
いてと、平成十六年度中に不良債権問
題を終結をさせる考え方であり、ペイオフについて
は、決済機能の安定確保のための制度面での手当
を行ひ、解禁の準備を整えるが、その実施は金融
システムの安定確保の観点から、不良債権問題
終結後の平成十七年四月からとしたいとその旨述べ
ております。

ということは、不良債権処理を加速化する、平
成十七年四月まで。それに合わせて一部のそういう
ペイオフの安定、ペイオフということで決済
性の預金制度を作つて安心、安定と、こういうこ
とをおっしゃっていると思いますが、この系統の
信用事業は、今回こういうふうな法律で決済用の
貯金制度も作られるんだと思うんですけれども、
これは不良債権問題を終結させるために皆さん方
もそういうふうにやられるのか、横並びでやるの
かと。これ大臣は、竹中大臣はそうおっしゃって

いるわけですね。そういうことでやられるんです
か、どうですか。

○國務大臣(大島理森君) 二つの理由がありま
す。

一つは、やはり先ほど申し上げましたよう
に、全体の日本の金融機関という意味でも同機能
を果たしている。だとすれば、貯金の移動が起
こつてはならぬというのがこの系統金融のペイオ
フ問題に関する一つの考え方。

もう一つは、やはり不良債権の処理を私どもも
加速度化ということの中にあって、やはり健全な運
営、ひいては農協経営の安定にも支障を来すもの
でありますから、不良債権の処理ということを
しっかりと進めていかなきゃならぬと、こういう
ことだと思っております。

○日笠勝之君 これは、決済用の貯金の制度ができますと全額
保護するわけでございますから、モラルハザード
の問題が出てくるわけでございます。他の預金に
かかる預金の保険料率と当然格差をつけなきや
いけないと思うんですね。今、例えば特定貯金は
ござります。そうすると、今度の決済用貯金の保
険料率はどうなりますか、お伺いしたいと思いま
す。

○・〇三四%で、その他の貯金が〇・〇一七%で
ござります。そういうふうなりますか、お伺いいた
いと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) ご質問に

お答えいただければと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) この決済用貯金を

導入する場合には、そのための、御指摘のよ

うなコンピューターシステムの整備を含めた体制の整
備ということを行なうことが法律上義務付けられて
おります。

その際の考え方でございますが、正に農林中金

を中心としたとして、信連、農協、こういうも

のの集結をしたシステムというものが必要であろ
うと思っております。既に、これまでばらばらで
あつたものを統一するということでジャステムと
いうシステムもスタートして、それを更に深化さ
せておりますが、そういう総合力を結集し、そし
て、先生が御指摘のように、コストも最も低くか
つ質の高いシステムを開発するということで対応
させていただきたいと思つています。

○日笠勝之君 信頼と低コストということがキ

融機関との横並びも含めて十分検討させていた
いと思っております。

○日笠勝之君 横並びというのがどうも、先ほど
から言つているように気になるんですね。どう
して、護送船団方式ではとあれほど言われてきた
のに、独自のアイデアを出して、それは調整とい
うことはあるかもしれないが、向こうがやるか
ら私ももそれと同じようにするんじやなくて、
ひとつ自信と勇気と確信を持って運営、経営に當
たついただきたいと思いますよ。

そこで、決済用の貯金の導入ということになり
ますと、御存じのように、みずほグループの決済
システムが大混乱したというようなこともござい
まして、いわゆるコンピューターシステムの整備
が義務付けられておるわけでございますけれど
も、大変ソフトの構築代というものは費用が高いん
ではないか、コストが高いんではないかと、こう
いうふうな心配事もあるわけでございます。

そこで、農協系統においてはこのコンピュー
ターシステムの構築についてどのようなお考えで
臨もうと思つておりますか、特にコストの問題
についてお答えいただければと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の法改正を踏
まえまして、農協系統において決済用の貯金の要
件を満たす新しい貯金証券を作るかどうか、また
作る場合にどのような貯金証券にするかとい
うことはまだ決まっておりません。

今後、これは早急に詰めていくということにな
りますが、今おっしゃったような通帳の問題も含
めまして、より的確で効率的なものを作ることで
検討させていきたいと思っています。

○日笠勝之君 次の質問に移りたいと思ひます。

ワードだらうとは思つておりますので、対応方よ
ろしくお願ひいたしたいと思います。

さて、決済用の貯金の制度が、例えば商品が導
入された、開発されたと、こうなつてきますと、
どういうふうにしてこれを一々本人確認をしたり
PRをしたりされるのかなと。それからもう一つ
は、通帳なんか別々にされるのかどうか。通帳
は御存じのように印紙税が掛かっておりますか
ら、相当これはコスト高にもなるわけですね。

そういう意味では、決済用貯金の商品が創設さ
れた場合、私が今言つたようなことについてはど
ういう方策を考えておられるか、今現在分かっ
ていて、ただきたいと思いますよ。

まだ、いわゆるコンピューターシステムの整備
が義務付けられておるわけでございますけれど
も、大変ソフトの構築代というものは費用が高いん
ではないか、コストが高いんではないかと、こう
いうふうな心配事もあるわけでございます。

そこで、農協系統においてはこのコンピュー
ターシステムの構築についてどのようなお考えで
臨もうと思つておりますか、特にコストの問題
についてお答えいただければと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の法改正を踏
まえまして、農協系統において決済用の貯金の要
件を満たす新しい貯金証券を作るかどうか、また
作る場合にどのような貯金証券にするかとい
うことはまだ決まっておりません。

今後、これは早急に詰めていくということにな
りますが、今おっしゃったような通帳の問題も含
めまして、より的確で効率的なものを作ることで
検討させていきたいと思っています。

○日笠勝之君 次の質問に移りたいと思ひます。

産の関係でございます。

農林中金におきましては、本年の三月末現在で千八十九億円、それから信連は、合計でございますが、同じく本年の三月末で三百三十八億円、農協の合計は、これはちょっとと一年古くなりますが、十三年三月末現在で二千七百三十億円というところでございます。

ただ、この繰延税金資産の自己資本に占める割合は、農林中金で四・四%、信連が一・五%、農協は五・六%ということでお、他の特に大手都市銀行に比べますと低い水準でございます。これは、総資産に占める不良債権の比率が低いということを反映しているわけでございます。

御指摘のように、金融再生プログラムにおきまして、主要銀行を対象として繰延税金資産の自己資本への算入の適正化の問題、それから引き当てに関しますDCF方式の採用について早急に検討しようと、こういうことになつておるわけでございます。それからまた、中小の金融機関あるいは地域の金融機関、こういうものの不良債権処理につきましても平成十四年度内を目途にアクションプログラムを作成すると、こういうことが決まっておりますので、農協系統につきましても、どういふ具体策を講じるかということで今検討しておりますが、経営の安全性が確保できるということが当然基本になりました、適切に対応させていきたいと思っております。

○日笠勝之君 最後の質問になろうかと思います。先日、私も当委員会でJA大原町のことについては、現況について、また対応方について御質問いたしました。

組合長の独断的な、特異な事件だと、こういうことでござりますけれども、しかしながら、去年の九月には大体そういうことが分かつておつて、それで改善命令が出ておつて、この十一月ごろからばたばたと、こうなつておる。一年間のギャップがあるわけですね。そういうことから見ましても、もう少し何とか早くならなかつたのかなと。

独創的な経営でなかなか言うことを聞かないんだと、こういう意味では、この事件を一つの奇貨といふことも踏まえた上で監査であり改善命令でなくちやいかぬわけでありますね。

たしまして、今後再びこういう問題が起こらないような異なる方策を是非ひとつ決意をお聞かせ願いたいのと、その後のJA大原の経営はどうなつておるか。例えば、購買とか共済事業等はスマーズにバトンタッチできたかどうか、また信用事業の方も今現在落ち着いておるのかどうか、そういうようなことを併せてお聞きいたしました。

そういう意味では、この事件を一つの奇貨として、質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) お尋ねのJA大原町の関係でございます。

まず、具体的な事業の各状況について御報告をさせていただきます。

まず、共済事業でございますが、既に近隣のJA勝英、その方が一件移転の受け入れを決定しております。ただし、順次移行手続を進めているところでございます。

それから次に、購買事業でございますが、現在、公的管理人の管理の下で継続をされております。ただ、今後どうするかということをございます。JA勝英、その方が一件移転の受け入れを決定しております。ただし、順次移行手續を進めているところでございます。

在、公的管理人の管理の下で継続をされております。ただ、今後どうするかということをございます。JA勝英、その方が一件移転の受け入れを決定しております。ただし、順次移行手續を進めているところでございます。

また、貯金につきましても、JA大原町の資産状況によりまして、必要な場合には、まだ確定をしておりませんので確定した段階で、貯金保険機構の資金援助が必要かどうか、それをやりますし、また農協の系統独自でも積立制度も持つておりますので、そこからもまた資金援助等が行われるという事にならうかと思っております。そして、こういう措置を早め早めに宣言をいたしましたので、今のところ激しい貯金の解約などの混乱は発生しておりません。

今後とも、我々としては、これは非常に特異な

ケースだとは思つておりますけれども、これを糧、糧というかあれにしまして、より適正に進めたいと思っております。

○国務大臣(大島理森君) 大原町の件は、特異な例という分野もあるうかと思いますが、組合組織が持つ、先ほど私は、人縁的な組織だということもございまして、そういう意味で、監査体制、検査体制について、先ほど来、岩永委員からも御指摘をいただきましたが、更に改善すべきこと、もございまして、絶えず見直しながら、より充実強化を図つていかなければならぬと、こう思つております。

○日笠勝之君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

小泉内閣はペイオフ解禁を二年延長するということを決めました。これが、経済の立て直し政策によつて景気を回復させることを目的に延長するということならば分かります。しかし、逆に、ペイオフ解禁を二年間という期限を区切つて延ばすことを言わばてこにして不良債権の最終処理を徹底させることが目的だというのは、この間の小泉総理の談話などでも明らかです。

これは地域金融や地域経済をつぶしていくものだと思います。不良債権の処理と、処理をすると言ひながら、実際にこの間逆に増えていると。先日、我が党の志位委員長の代表質問に対する小泉総理の回答でも、平成十四年の三月期の全国銀行の不良債権については九・二兆円処理された一方で、その残額は四十三・二兆円、前年度に比べて九・六兆円増加しているというふうに答えている、認めていることでも明らかです。

不良債権を無理してどんどん処理をしていくと、いうことが結局景気を悪化させて新たな不良債権が発生するという悪循環に陥っているというふうに思ひます。これだけでも小泉政権の財政政策というのは失政だと言えるんじやないでしょうか。

まず、大臣の御認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(大島理森君) 失われた十年とかといふ十年の間に、よく言われます。多分、日本は戦後の経済構造といふもので大きな成長を果たして、私はそのポイントは一九八五年ぐらいが非常に大きなポイントではなかったかなと、こう思います。それはブラザ合意です。そして、そういう状況の中で、国際社会との変化といふものも出てきました。そして、そういうものがどんどん、物、金、情報が自由化され、いつある意味では、満たされた日本の中でも需要の変化といふものも出てきました。そして、そういう様々な変質からそういうことに対応するために構造改革というものをやらなければならない。

小泉改革、小泉政治というのは、正に言わばそういうこの十年、十五年の構造改革のファイナルラウンドだと、こういふ意味の中で思い切つた構造政策をやっていく。そしてそういう中で、やっぱり改革ですから大きな変化がある。大きな変化がありますと、新しい芽があれば、また消え去っていくものもあるのであります。そういう混亂の中から需要がもう一つ喚起してこないというふうな面もあるのであります。しかし、やはりなければならないことというのはやはり不良債権の処理であり、そして構造改革であるということであるわけでありますから、不良債権の処理をする結果として、先ほどから様々な御質問がございましたように、セーフティーネットとして成してしまったように、安心を供給していくという仕事が政治にもあるであろう、であれば、そういうふうな視点からこのペイオフの延期という結論を出した、このように御理解いただければと思うんです。

ペイオフの延期をして、延期をするから不良債権をするんではなくて、不良債権の処理、このことを成し遂げる、その結果として様々なセーフティーネットを作らなければならない。もちろん、雇用の問題もあります。需要の問題もございまます。そういう観点から補正予算への取組もいたしますし、そして今、不良債権の処理のためにペイオフの問題も法案として御議論いただいているという意味で、失政であるとは私は思つております。

○紙智子君 不良債権を処理するなということは私たちには言つてないわけで、無理をしてどんどんやつていくことが何循環を生み出すということを何度も申し上げているわけです。それで、実際に、セーフティーネットというごとですけれども、国民の現実から見ますと、実際には地域の金融が壊れてしまつたり、あるいは失業、倒産が増えているという実態があるわけですから、そこどころをやはりきちっと見る必要があるというふうに思っています。

今回、政府の方針で金融改革として不良債権比率を半分に減らすというふうに言つています。十月中旬の金融再生プログラムで言つていますけれども、これは主要銀行の話で系統金融機関の話ではないというふうに思うわけですけれども、確認をしたいと思います。どうでしょうか。

○國務大臣(大島理森君) 先ほど日笠委員にもお答えを申し上げましたが、私どもは農協系統金融の言わばその大きな使命というもの背中に背負いながら、しかし一方において不良債権を減らしていく努力もいたさなければならぬと思っております。

○紙智子君 今、系統金融機関でもこの不良債権処理と関連して貸し渋りや貸しはがしという事態が起きています。来年収益が上がらないそういう農家に対する融資できないということとか、負債の多い農家に対しては離農勧告を行うというような事態があります。そういう事態が更に強まることがありますと、農林漁業の危機にもつながつていくというふうに思います。

不良債権といいましても、先ほども議論の中で出ていましたが、農林漁業の場合は、やっぱり自然条件のリスクとか、それから政治災害とすべき問題、BSEもそうでしたし、それから輸入の急増というのもそつだと思いません。原因は外部からの避け難い要因というのが大きいわけです。しかし、農地あるいは漁場があれば、時間は掛かるけれども、収入が発生していく、返済の原資も生み出すことができるわけです。

ですから、不良債権処理でもって農家や漁業者を突き放すということではなくて、いかに経営を上向きにさせるのかと。その点での政治とやっぱり団体と関係者の努力が必要だというふうに思うことがあります。それで、この点、大臣の御認識はいかがでしょうか。

○國務大臣(大島理森君) 民間金融機関、つまり系統以外の市中銀行等の中に占める不良債権と言えば、系統金融の方が少のうございます。しかし、農業者、不良債権と言われるものの中で九割はあります。意味では農外貸し、農業融資以外のものでござります。しかし、一割はあるじゃないかと言われればそのとおりでございますけれども、私どもは、そういう中につけて、先ほども申し上げましたように、農業者が追済に支障を來すようになつた場合には、農業者の経営再建が本当に可能かどうか、ここをやっぱり適切に見極める必要があるんだと思います。

今、委員がお話しするように、そこに農地があるから、海があるから、漁港があるから、まあ五十年、六十年掛ければ何とか返せるんじゃないかなと言わればそうかもしれません。だけれども、そうであつてはなかなかこれは、幾らその系統金融の個性、特性があつたとしても限界がやっぱり金融システムの中にあると思うんです。

ですから、経営再建が可能かどうかということをまず適切に見極めることが重要であり、そういう再建可能であれば、償還条件の緩和とか負債整理資金の融通を行い、農業者の再建を積極的に支援していくことを基本にしながら対応できるようにしてまいりたいと思つておりますし、負債整理基金につきましては、御承知のように、昨年、抜本的な見直しを行いました。近代化資金などの制度資金については最高十年間の償還負担を一括前倒しで融資できるよういたしましたし、負債整理を行いつつ前向きな経営展開を図る方針です。

○紙智子君 貸付先の相手が破綻懸念先の債権だといふに言わると、農協は引当金を大幅に回り、系統金融機関の規模ですとか特性を踏まえまして、実態に即した検査を行つようなど、かよ

うに指導しているところでございます。

○紙智子君 統系金融検査マニュアルの農林漁業者・中小企業融資編というのが作られています。前の武部大臣のときに質問して、私、質問をさせていただいたんすけれども、債務者の区分などを当たつて、一般的の金融検査マニュアルの機械的な画一的な適用にならないように農林漁業者の実態を把握してという趣旨であると思つますけれども、同時に協同組合機関としてその系統金融機関の自己査定の尊重というの非常に大事で、前提にならなければならぬというふうに思つわけです。

そこは、このマニュアル等を実際の検査の中に本当に位置付けられているのかどうかということについてお聞きします。

○政府参考人(田原文夫君) ただいま系統金融検査マニュアルのお話でございますけれども、系統金融検査マニュアル、この中の特に検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項というところございますが、系統金融機関が自己責任の原則の下でそれぞれの規模、特性に応じまして、より詳細な自己査定等のマニュアルを自主的に作成し、また業務の健全性あるいは適切性の確保に努めることを期待するということをまず触れております。

また、その上で、系統機関が行つた自己査定がこのマニュアルの、系統金融検査マニュアルの字義どおりに行われていない場合でも、当該系統金融機関の業務の健全性あるいは適切性の確保に点から見て、対応が合理的なものであればそれは不適切とするものではないかと、かよ

うな趣旨のことをうたつておりますと、私どもいたしましては、こうした系統金融機関が行いましては、検査官が当該系統金融機関と十分意見交換を行つた農業者の人たちが今一番大変な状況になつてゐるんだということなんですね。

結局、その後どうなつたかというと、価格が御承知のようにどんどんどん下がつてきたわけですよね。そして、価格が下がるだけじゃなくて土地の値段も下がると。そうすると、資産評価というのがやっぱりどんどんどん下がつてきてるわけですね。

そうすると、実際にこの資産評価で今五千万とかいう場合には、買戻しするといつたときには七千万とか、赤字になってしまふ。それについて今は、今これは破綻懸念先だということで評価されるとわけですよ。

そうすると、これまでの一連の経過を知つては農協としては、本当に積極的に前向きに頑張つて國の方針に沿つてやつてきたことがこういう事態になつてゐるわけですから、そこに対してもやつぱりお金を積んで、何とかこれから先頑張つてやれると、もうそのやり取りでもつて、「口を酸っぱくして説明してもなかなか理解してもらえない」というふうな事態があるんだということでお話されて、もうそのやり取りでもつて、「口を酸っぱくして説明してもなかなか理解してもらえない」というふうな事態があるんだということをお話されて、もうそのやり取りでもつて、「口を酸

れる農家なんだ、ここはという立場で、今必死にやつておられるわけですから、一方からは厳しくそれはもう破綻懸念先でどうなんだということでお話されて、もうそのやり取りでもつて、「口を酸っぱくして説明してもなかなか理解してもらえない」というふうな事態があるんだということをお話されて、もうそのやり取りでもつて、「口を酸

れる農家なんだ、ここはという立場で、今必死にやつておられるわけですから、一方からは厳しくそれはもう破綻懸念先でどうなんだということでお話されて、もうそのやり取りでもつて、「口を酸っぱくして説明してもなかなか理解してもらえない」というふうな事態があるんだということをお話されて、もうそのやり取りでもつて、「口を酸

れる農家なんだ、ここはという立場で、今必死にやつておられるわけですから、一方からは厳しくそれはもう破綻懸念先でどうなんだということでお話されて、もうそのやり取りでもつて、「口を酸っぱくして説明してもなかなか理解してもらえない」というふうな事態があるんだということをお話されて、もうそのやり取りでもつて、「口を酸

ての農協、これが揺らぐことは他方問題でございまして、そこはそうした両方の兼ね合いを取つていただきながらやつていただくことがまた必要であるという面もあるかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、私どもいたしましたことは、こうした系統金融検査マニュアル、これの具体的な適用に際しましては、業種等の特性を踏まえまして債務者の実態把握、これを十分にやつていただきたいということ、そして農林漁業の經營の実態に即しました適正な検査の実施、こういったことに努めているところでございます。

○紙智子君 この問題については、大臣についてもちょっと伺つておきたいんです。今の問題について大臣の認識、農水省としてやっぱり明らかに打ち出すべきじゃないのかと。私はそこはまず一つの基本であろうと、本当にこの地域自身が成り立たないという状況になるわけですから、馬のところがつぶれてしまって、本当に立ち行かない。一律の押し付けをやるべきじゃないということが言われているわけですね。だから、それが、馬のところがつぶれてしまってやつてきています。

○國務大臣(大島理森君) 金融検査マニュアルは金融庁が作成した、そういうものとある意味では基本的に同一内容に基づいて実施をするというのには、いわゆる先ほど来何回も申し上げますように、金融という世界においての同一の機能性という観点から、私はそこはまず一つの基本であろうとおもいます。

しかし、その中にも、系統金融機関の規模や特性を踏まえ、機械的、画一的な運用に陥らないよう配慮することが明記されているわけでございまして、検査の運用事例集を公表するということをしておられるわけですが、基本的に委員がお話をされたように、本当に再建できるのであれば、一生懸命頑張つてこのぐらいの年数で再建計画が見える、本人もそういう意欲がある、そういうふうなのはやはりそれぞの事例に即して判断して、できるだけそういう方向に向かわせるようになります。

ただ、他方、金融機関でございますので、当然のことながら貸出し先という相手もござりますが、その資金を出していただいておられます貯金者、こういった立場でございまして、そこは、野方団になるということによりまして金融機関とし

すけれども、この農協の組合長さんは、今まで銀行の資金を借りていた生産者も銀行の貸付けが厳しくなつて、今貸さないという状況になつてゐる。

農家の土地資産価値も下がつて担保価値も下がつて大変だということで切り捨てるといふこともできないということで、非常に苦労して独自に、系統内部の貸付けの厳しい審査

でやつてきています。数字だけで見ると債務超過だということで切り捨てることもできないということで、非常に苦労して独自に、系統内部の貸付けの厳しい審査

で、この地域は農業粗生産の八割が軽種馬なんですね。だから、それが、馬のところがつぶれてしまって、本当にこの軽種馬生産に支えられていて、この地域は農業粗生産の八割が軽種馬なんですね。だから、それが、馬のところがつぶれてしまって、本当にこの軽種馬生産に支えられている

と本当に立ち行かない。一律の押し付けをやるべきじゃないということが言われているわけですね。だから、それが、馬のところがつぶれてしまって、本当にこの軽種馬生産に支えられている

けれども、農協もやはり限度があると。それで、本当に農協自身も力がだんだんやつぱり大変になつてきている中で、このままの状況では本当に日本の馬の生産という、産地そのものが成り立たない状況になると。

せめて、この中央競馬会の益金を直接生産者に融資するとか、転業の対策なんかと併せて農水省として対策を取つてほしいという要求出されいるんだけれども、これ、大臣、是非お答えいたいと思います。

○國務大臣(大島理森君) 青森県も、かつてのようない主産地ではございませんが、主産地の一部になつております。

今、委員がお話をされたのは、金融という問題の部分ももちろんその中にありますけれども、その軽種馬生産農家といふものに対して、特にそこにはおんと依存している日高とかそういうところに対する政策、対策をどう考へているかという総合的なお話をのように私は伺いました。

そういう状況から、地方競馬は今大変赤字が続

マーケットが狭まつております。したがつて、軽種馬生産の状況も非常に悪くなつてきているのは事実でございますので、金融マニュアルというの

は、先ほども申し上げましたように、ある業種には甘くてある業種には厳しいという、そういうふうなことはある意味ではできない分野ではあります。

〔委員長退席、理事田中直紀君着席〕

いずれにしても、そういう状況は私どもも大変危惧しておりますので、生産地に派遣をしてみまして、生産者から直接状況を聞きながら今後の軽種馬生産対策を検討してまいりたいと、このよう思つております。

○紙智子君 次の質問に移らせていただきます。不良債権の発生に対して、これを解消していく農産物価格の安定など、政治的努力が必要なわけですけれども、同時に、いかにして借金を返せるかと。

一つは負債整理資金の活用の問題です。この点で、昨年から新しく公庫資金でできた負債整理資金についてなんですか、北海道のある農協では二十五件申請をしたと。第一次審査を通ったのが十一件だったと。

はねられた理由は何かというと、一つは、本人と農協で作った経営改善計画について、平成十七年以降の転作奨励金の収入が認められないという

ことではねられたというんですね。お米から經營を、米だけじゃ大変だということでハウス栽培とか花卉栽培に切り替えると。それで、負債整理のために、こういう新たな作物の収入と、それが定着する上でも転作奨励金を収入に入れるというの

はこれは当たり前だと、経営改善計画を立てるのは当然だというふうに思うわけですが、そこでお聞きしたいんですけども、農水省はその収入を認めないと、いうような指導をされているんでしょ

うか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 負債整理資金の関係でございますが、経営改善計画を作成するといふ、その中にいろんな償還計画等も入るわけでござ

ざいます、一般論で申し上げまして、水田農業経営確立補助金等の補助金も、その交付を受けることが確実であれば当然収入として計上することができますし、御指摘のような指導をしているわけではございません。

それから、更に申し上げれば、その融資審査に当たりまして、当該農業者が生産する作物の需給でありますとかあるいは価格動向がある程度変動しても償還が可能な、余裕を持ったものになつてあるかどうかということもやはり判断に当たつては必要なことだと考えております。

○紙智子君 実態としてそういうことがあるということなので、そこはきちっとつかんで指導していただきたいというふうに思うんです。それから、従来の負債整理資金、M資金と言われていたもので、それを借りた人の場合、その返済状況がどうだったのかということを一つの審査条件になります。

ところが、先ほどお話ししていますように、四年、五年前からの米価の下落で返済計画が滞つて、逆に負債を増やしていると。これは言わば農家の責任じゃないですね、こういう事態というの

は、やむを得ないと。この点を配慮して改善計画の審査に当たるべきだと思うんですけれども、農水省も都道府県や公庫に対してその点指導すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) やはり、負債整理資金等の借入れ申込みに当たりましては、その計画あるいはこれまで来られた経営の状況等はやはり十分踏まえた上でやらなくちゃいけないと思っております。

先ほども言いましたように、既往負債の償還に支障があるという農業者の方でありましても、その経営状況でありますとか計画の実行可能性あるいは融資返済の可能性等をチェックいたしまして、再建が可能かどうかということを十分審査しなければならないというふうに考えております。

○紙智子君 輸入や不況やそういう農政の失政の結果として借金が増えると。その返済のための負

債整理資金を借りようと思つても借りられない。こういう矛盾はなくしていかなければいけないと思つてます。

しかも、この負債整理資金は、もう申請の段階から、最も大変な、北海道ではD階層というふうに言われているんだそうですが、利子、元金、これが払えない、いわゆる破綻先というんでしようか、こういうところがはねられる。北海

道でも道からそういう指導が来ているというふうに言つてはいるわけですが、それでも、農水省はそういう破綻先の階層ならすべて駄目という立場を取つていいと思うんですけれども、これいかがですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 正に負債の状況というのは、その実態は区々であろうと思ひます。個々の状況をよく判断することが必要だらうと思つておりますので、画一的に排除するとか採用するとかいう指導はしておりません。

○紙智子君 次に、公金の問題についてお聞きします。

ペイオフ解禁の延長は今の状況で言うと当然だと思いますが、いわゆる公金について、決済性預金以外の公金についてお聞きします。

全国で農協を指定金融機関にしてる市町村の数というのはどれだけあるでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) お答えをいたしました。

市町村のうち農協を指定金融機関としていると

ころは、平成十四年六月末現在で七百十七市町村でございます。これは全市町村中約二二%となっております。また、このほか農協を指定代理金融機関としている市町村が五百八市町村で、全市町

村中約一六%。それから、収納代理金融機関とし

ている市町村は二千七十一市町村で、全市町村中約六四%と、こういう状況でござります。

【理事田中直紀君退席、委員長着席】

○紙智子君 今お話をいただきましたように、こ

の指定金融機関になつていらないところも含めて、農協が公金を扱い、その他の地域の金融機関同様

の、地域の経済にとつて果たしている役割という

のは大きいと思うんです。全国には銀行や信用組合や信用金庫の本支店、出張所がない町村数が、五九年つてちょっと古いデータですけれども、五百一十九町村と。その中で農協は大事な役割があるわけですね。

本院にも、このペイオフ全面解禁の延期と地方公共団体の公金預金をペイオフ対象から除外しているわけで、本所のない町村が三百八十七あるわけです。

百三月からの意見書で百四十一と。北海道からも百七十七件寄せられているんですけども、この抜本対策というのは、やはり要望にあるとおり、全額保護する措置を取る以外にないと思うんです。

これは金融庁にお聞きしたいんですけども、公金について実施する考えはありませんか。いかがでしょう。

○副大臣(伊藤達也君) お答えをさせていただきたいと思います。

地方自治体の公金の取扱いについては二つの局面がございます。

一つは、収納代理金融機関から指定金融機関への収納金の移転、そして二つ目の局面が、指定金融機関による歳計現金の保管、出納という局面でございます。

まず第一の局面でありますのが、代理金融機関から指定金融機関までの収納金の移転につきましては、今回の処置により、仕掛かり中の決済資金として全額保護の対象となつております。

そして、二つ目の局面でありますが、指定金融機関による歳計現金については、当座預金に預け入れられているものは決済預金として全額保護されることになり、普通預金に預け入れられているものは、中央卸売市場の岩果という、これは卸売業者なんですが、これに対して出された处分に関連しまして何点かちょっとお尋ねをしておきたいと思います。先般、西藤局長には財政金融委員会においていただきまして、その概要につきまして大体のことは質問させていただきました。

お手元に二枚の紙をお配りしております。一枚

目は、これは先般出された処分に関するプレスリリースの資料でございまして、今年の十一月二

じ一つの市に名寄せされるわけです。

アメリカの例ですけれども、例えばコミュニティ銀行では、公務員や代理人がその職務に基づいて開設している預金は、当該公務員や代理人

を独立した預金者として十万ドルまで保護していると、一千二百万程度ということですけれども。

本来の意味の地方公共団体である郡や市町村に限らず、連邦や州の預金も含めて等しく保護の対象

で、まだ十万ドルでは不十分だという批判も出されてます。こういう点、御存じだと思うので、是非最初から駄目ということじゃなくて、よく検討していただきたいと。

ペイオフ二年延期ということで、農林漁業者にとって農林業が撤退することになりかねない、その後、決意を大臣の方からお願いいたします。

○国務大臣(大島理森君) 本当にやる気があって再建可能な農業者に対してもしっかりと対応できる、そういうことも重要な要素として取り組んでまいりたいと、こう思つております。

○平野達男君 国会改革連絡会(自由党)の平野達男でございます。

昨日の三月まで二十年間、農林水産省に勤めておりまして、そこを、脱藩と言えば格好いいんですけども、職場放棄をしましてこちらの政治の世界に入つてまいりました。農林水産委員会では初めて質問をさせていただきます。

今日、法案の審議なんですけれども、その前には是非ともお時間を拝借しまして、先ごろ農林水産省が盛岡にあります中央卸売市場の岩果という、これは卸売業者なんですが、これに対して出された处分に関連しまして何点かちょっとお尋ねをしておきたいと思います。先般、西藤局長には財政

金融委員会においていただきまして、その概要につきまして大体のことは質問させていただきました。

お手元に二枚の紙をお配りしております。一枚

目は、これは先般出された処分に関するプレスリリースの資料でございまして、今年の十一月二

十六日から一か年間、最長、業務を停止するといふ処分でございます。

ただ、この岩果は今日、破産申告、自己破産申告をしております。何があつたかということございますが、一枚めくつていただきたいんだけれども、概要がこの一枚で御説明できるかと思います。

御承知のように、生産者がありまして、出荷者があるということで、今回の場合は青果物を扱つていた業者なんですが、青果物が出荷者から卸売業者に行くと、荷受けと言うわけですが、ここで競りあるいは相対で入札を掛けるということでのここで契約が成立するわけです。この場合に、例えばリンク十ヶースというふうに想定して、単価五百円で競り落とされたというふうに考えますと、当然これは五万円の売買契約ということになるわけですが、ここで販売原票というのができまして五万円という仕切り書ができるわけです。

今回取りざたされているのは仕切り書の改さんという事件でございまして、これは業界用語で減仕切り、増仕切りといふ二つの種類があるようです。減仕切りにつきましては、単価五千円で競り落とされたんですけども、四千五百円で競り落とされたというような仕切り書にする。それから、増仕切りにつきましては、五千円で卸されたやつを五千二百円なり五千三百円、要するに卸された単価より高い単価で原票を作成する。その中で利潤若しくはマイナスが出てくるわけであります。

今日は時間がございませんから話をはしりますけれども、特に問題になるのは減仕切りであります。この場合に不当利潤というのが出てくるわけでして、この不当利潤は何かということです。が、当然これは出荷者を通じて生産者に払わなければならぬお金であります。

これが、このようなことがなぜ起つたのかといふ問題がありますが、この仕切り書の改さんというお話を聞きますと、一年半ぐらいにわたつて、あるいはそれ以前からやつていたかも

しませんが、やつていた可能性があると。少なくとも二年半に亘って三分の一ぐらいがこの仕切り書の改さんがあつたという御説明ではあつたかと思いますが、の三分の一ぐらいの仕切り書の改さんが行われていた可能性があるという御説明だつたと思うんですが、この仕切り書の改さんがなぜこんなに簡単にできるのか、チェック体制といふことについてどのようになつていただかうことをちょっと御説明願いたいと思います。

○政府参考人(西藤久三君) 先生御指摘のとおり、中央卸売市場の卸売業者の業務において確実な仕切りを行うということは、当然市場信用確保の観点から極めて重要なことでございます。

当然、私どもこういうことから、かねてから卸売業者内部でのチェック機能が働くように、先ほど先生から御説明がありました販売原票と売買仕切り書は異なる部署で作成して、かつ相互の記載を通じてかねてから指導してきております。

また、私どもあるいは開設者が実施する立入検査においても、適正な仕切りが行われているかどうかを検査の重点項目の一つとして対応してきたところでございます。しかしながら、今回こういうような状況が生じているわけでございます。

今後とも、このよな措置、検査の体制及び内部での監査体制を通じて適正な対応ができるよう対処してまいりたいと思っておりますが、特に今回の方案を受けて、今まで情報提供に努めているところでございますけれども、改めて関係者に

お話をしますけれども、改めて内部でチェック体制の強化を図るよう、再度周知徹底を図つていただきたいというふうに思つております。この場合に不当利潤というのが出てくるわけでして、この不当利潤は何かということです。が、当然これは出荷者を通じて生産者に払わなければならぬお金であります。

これが、このようなことがなぜ起つたのかといふ問題がありますが、この仕切り書の改さんというお話を聞きますと、一年半ぐらいにわたつて、あるいはそれ以前からやつていたかも

れない形で今回來てゐるわけです。

私ども岩果に対しても、関係者、関係する出荷者の取引内容を改めて通知して、未払金があるかないかの確認を求め請求があつた場合に支払うと、そういう改善命令をしてきたところでございますが、それが現在従わぬ状況にあって、正に先生御指摘のとおり、支払金の有無及びそれが確定できない状況に私どもございます。

また、先生先ほど冒頭御指摘がありましたように、株式会社岩果は昨日盛岡地方裁判所にて自己破産の申立てを行つたと承知いたしております。今後、盛岡地方裁判所が株式会社岩果に対して破産宣告を行ふか否かの判断が行われることになると思いますが、仮に破産宣告が行われた場合、正に破産法に基づき管財人により未払金を含め岩果に対する債権の確定、それと保全された資産からの配当の支払が行われるという状況になると思つております。

私ども、この間の状況をやはり関係者に周知徹底して情報提供をしていくと、かつ盛岡市にも要請をして相談窓口を開設していただいて言わば関係者に対する情報開示、そういうことに努めている状況にございます。

○平野達男君 是非そういうことで進めていただきたいと思います。

そこで、三番目の質問に入りますけれども、先ほどの質問にもしましたけれども、仕切り書の改さんを何でチェックできなかつたのかと、根柢の問題があると同時に、今回の場合は、債権比率でしたか、要するに非常に借金が多い、バランスシート上非常に問題が多いということをもう一つ

ますけれども、今回、私ども、昨年九月の立入検査で、売買仕切り書が適正に作成されていない疑いがあるということで売買仕切り書の提出を求めましたところ、先生御指摘がありましたように、平成十一年の四月以降、全体の取引のほぼ三分の一に相当する事案について関係者はつきりしないことと、当事者に言わば権認をするようずっと命令をしてきたわけですが、それが実行さ

私は半分公共性のある組織だと思っているんですが、そういう性格にもかんがみ、この間の経緯については、ちょうど農水省がBSEの問題

○平野達男君 実は冒頭に申すべきことでありま
思いでこの問題に対応してまいりたいと、こう
思つております。

いるんじゃないかと。要するに、ペイオフの実施ができないから不良債権の処理を加速させるのが本当の筋、説明するところであって、もう完全に

少なからずブルに踊ったわけですから、粉飾決算とか迂回融資、あるいは暴力団との関係、そういう後ろめたいことがあると思うんですよ。これ

でああいう報告書を出しましたけれども、あれに準ずるようなものを、それは開設者がやるのか県がやるのか農林省がやるのか分かりませんが、第三者組織にゆだねて、今回の経緯はやっぱりきつりとつらくなってしまったのではないかと

したけれども、今回の処分に関しまして市場が非常に混乱するんではないかというふうに心配したんですけれども、この点に関しては、開設者農水省等の御努力で、もう一社、丸セという会社があるのですが、そこが全部印を歰受けると、どう

ここは言い換えがあるんじゃないかなという感じがするんですが、これはもう財政金融委員会でやらせていただこうと思っておりますが、要是大臣の見解として、来年の三月、ペイオフの完全実施ができる大元こافتたかどうかということだけを

を清算して再出発しなければならないということだと思います。もしそれがちゃんとできないと、また二年後にペイオフ解禁の延期法案というのが必要になってしまって、ということですね。

かり明らかにしておくことが必要でないかとし
うふうに思つてゐますが、これは大臣でも西藤局長
でも結構ですが、御答弁をお願いしたいと思つま
す。

形で、今の段階ではほとんど混乱がなくなつていいことについてはもう本当に敬意を表したいと思いま
いと思いますし、感謝も申し上げておきたいと思
います。

最後に大臣にお伺いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

金融機関についても農水省はペイオフの完全解禁に一切の問題はないと認識していたはずなんですね。それで、なぜこのペイオフの解禁を延期するのか。つまり、農水系金融機関にも査定の甘さや

け、正に私ども、株式会社岩槻に対する私どもの立入検査あるいは開設者の立入検査、過去にも指摘する事案は幾つかございました。その後、私ども、指摘した事案について開設者を通じて集中的

いずれにせよ、こういったことが本当に起こらないように、原因をとにかくはつきりして再発防止に努めていただきたいということを改めてお願ひを申し上げておきたいと思います。

態が決して改善していなかつたといふことの事実を考えますと、今私どもが御提案し御審議していただいている方策というのは一つの道と、こう思つております。

引き当ての不足など、こういう問題があつたといふことなんでしょうか。

に特別検査をということで平成七年八年にかけて検査をし、その後も検査を実施してきました。しかし、結果的には残念ながら、昨年度の私どもの検査の中でこういう事案が出てきました。

今後、その債権債務関係、実態、先ほど申しましたように法的な手続が取られる状況になってしまっているものですから、その状況の推移も見守りながら、私ども、いずれにせよ、今回の事案の私どもが取り得る限りの情報を関係者に開示することによって、言わば市場関係者に対する今後の管理体制の充実に生かしていくいただきたいということで、情報開示に努めていきたいというふうに思つております。

そこで、ここに来て法案の質問をしないと怒られてしまりますので、一問、大臣に御質問をさせたいと思います。

中林義泰君、農夫共金高橋君のへなこ延長について質問します。これまでのほかの議員の質問にも多少重複する部分もあるかと思いますが、私なりに質問します。

○國務大臣（大島理森君） 岩果の問題につきましては、今、平野委員からお話を、質問を受けておりますが、卸売市場が不公正であつてはいけません。また、不透明であつてもいけません。これをお機に、もちろんこの原因、そして経過というものを私どももしっかりと分析しながら、そして二度と起こらないようにしていかなければならぬ、そのためのための何ができるかということをしっかりと受け止めて考えていただきたい。この問題だけを処理すればいいというふうなところではなくて、そういう

るいは定期性から流動性預金への預金シフトがかなり起きていました。これはもう言うまでもなく、金融システムがそれだけ不安定だったということの証左だと思いますが。

単純な質問は、今、金融担当大臣等は、不良債権処理の加速があるから金融システム安定をそれがさせるためにペイオフは延期した、だから政策強化だと言つていても、これは先般の本会議で言いましたけれども、これは明らかに、私に言わせれば、手段と目的、結果と原因を取り違えて

会で綴り返してきた答弁 ヘイオフの完全解禁に
一切の問題はないと言つてきたわけですがけれど
も、結果としてこれはうそだったということにな
るわけですね。

二年延長ということになりましたから、これは
もう明らかな政策転換だということになります。
この政策転換をした機会に、私はこれまでのうみ
というものを徹底的に摘出しなければいけないと
思います。当然ながら、JAバンク、JFマリン等
パンクという農水系金融機関についても、多かれ

す、ございますか。それと同時に、やはりセーフティーネットを作ると、という意味で、イコールフットディングにしていかないと、そこに資金の流动、テイングにしていかないと、資金の移動というものが起こり得る可能性もある、という意味で、金融機関の機能として同じく果たしている役割というこの中で、セーフティーネットを作ると、いうならば、そこはイコールフットディングにしておくべきだという観点で今やるところまでござります。

第八部 農林水産委員会会議録第六号 平成十四年十一月二十八日 【参議院】

官に質問します。

農水系金融機関の債権状況について、一般の金融機関における自己査定区分、これに直すとどうなるのか。JAバンク、JFマリンバンク、それについて、破綻先、実質破綻先、それから破綻懸念先、要注意先、正常先、この各々の金額を示していただきたいんです。

○政府参考人(川村秀三郎君) まず、農協について申し上げます。

十三年度末におきます貸出し債権の総額は、農協におきまして二十一兆五千億円になつておりますが、このうちディスクローズされておりまます、スク管理債権ベース、これの不良債権の額について申し上げますと、農協が一兆三千四百億円といふことでございます。この内訳は、四種類ござりますが、破綻先債権が千三百三億円、延滞債権が七千三百三十五億円、三ヶ月以上延滞債権が二千八億円、条件緩和債権が二千九百六億円、こういふことでございます。

今、先生の御指摘の自己査定の正常先債権、要注意先債権それから破綻懸念先債権、実質破綻先債権、破綻先債権、この額につきましては他の金融機関も含めてディスクロージャーはされておらないわけで、正確なデータではございませんが、あえて農省の推計値として申し上げたいと思ひます。

農協の正常先債権といたしましては十七兆三千四百億円、それから要注意先債権といたしましては一兆六千三百億円、それから破綻懸念先債権としましては二千二百億円、実質破綻と破綻先債権を含めまして三千四百億円、こういう状況になつております。

○政府参考人(木下寛之君) 水産関係についてお答えを申し上げます。

十三事業年度末におきます漁協の貸出し総額でございますけれども、約四千億円でござります。この中で、漁協につきまして各金融機関共通してディスクローズされているリスク債権でござりますけれども、総額で六百四十二億円でございま

す。破綻先債権が二百十二億円、延滞債権が百七十二億円、また三ヶ月以上延滞債権が百五十七億円、そして条件緩和債権が百一億円でござります。

また、先ほど経営局長が述べましたように、ディスクロージャーされておりませんけれども、そういう意味で正確に把握しておりますが、私のもの推計値としてお答えいたしますと、漁協の

正常先債権が三千百億円、要注意先債権が千百億円、破綻懸念先債権が三百億円、そして実質破綻・破綻先債権が四百億円、以上でございます。

○中村敦夫君 要注意先というものの区分というのはかなり難しい部分はあるかと思いますが、マイカルもそぞうも要注意先だったと。それなのに破綻したわけですよね。そうした危険水域、ということでお答えください。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今申し上げたような状況でございます。ただ、最近の状況はかなり改善を見ておりまして、他の金融機関に比べましても遜色のない状況にはなつていると思います。

そういう状況でございますが、今後とも健全性確保という意味では不良債権の処理を積極的に進めしていく必要があると考えております。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、漁協系統でございますけれども、本年四月のペイオフ一部解禁に向けまして整理をしてきているところでございます。

法案を受けまして、単位漁協の最低出資金額の引き上げあるいは農林中金指導の下でリスク管理債権の処理を加速させるために必要な措置を講じたところでございます。

今後とも、適切な債権の管理、回収を行う等によりまして信用事業の健全性の確保に努めています。いいというふうに考えております。

○中村敦夫君 不良債権処理には自己査定区分といふのは徹底的にやらないと、これは本物の仕事にならないんですね。そのことを一層積極的にやつていただきたいと思います。

経営局長、水産庁長官にもう一つ聞きますけれども、JAバンク、JFマリンバンクそれぞれについて、組合員以外のリスク管理債権の金額、それからリスク管理債権を占めるパーセンテージを明瞭にさせていただきたい。

また、リスク管理債権の大口貸出先にはどのような業種が多いのかということを示してほしいんです。どちらにいたしました。私ども、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 組合員以外のリスク管理債権の関係でございますが、農協のリスク管理債権、これは先ほど言いました一兆二千三百六十億円のうち、農業融資に係るものは一%、一千三百五十七億円でございます。したがいまして、残りの九割、一兆一千三百億円が農業融資以外のものでございます。

そして、大口の貸出先の関係でございますが、これにつきましては、恐縮でございますが、ディスクロージャーをされておりませんで、全国集計を行っております。そういう意味で正確な把握を行つております。そこで、お立つておられる方には、お立つておられないわけではございませんが、たゞ、最近の農協の破綻事例等を見ますと、不動産関連の融資、こういうものが目立つておるということは定性的に申し上げたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 漁協のリスク管理債権、先ほど御答弁申し上げました十二年度、九百四十三億円でございますけれども、この中でいわゆる員外貸出しでございますけれども、信漁連が一八%、それから単協段階の漁協でございますけれども、一三%という点でございます。

○中村敦夫君 不良債権で一番多いのは、やっぱり本業以外のところで、ゴルフ場とかリゾート開発とか、そういうものにほんほんほんほんバブル的にやつて、またそこが非常に黒い勢力と結び付いているというような部分が強い。これが実は不良債権処理が進まない大きな理由になつてゐるわけですね。

農水系金融機関には私はまだ不良債権が隠されているんじゃないかなという疑惑も持つていてるんですね。自己査定区分というのは適正な債権を損なう大きな問題となつております。

却、引き当てを行つたための準備作業ですから、これをしつかりやらないと、なかなか不良債権の問題が解決できないと。もう丈夫だというふうに明言できることはない。この自己査定区分について、やつぱり一般金融機関と同様にもう少し明瞭にした方がいいんじやないかと思うんです。

○国務大臣(大島理森君) まず第一に、系統金融には委員がまだ不良債権隠されてるんではないか、自己査定基準をもつと明瞭にした方がいいか、自己査定基準をもつと明瞭にした方がいいか、などといふ話であります。私ども、何度も申し上げて恐縮ですが、あの住専の問題とのはかなり難しい部分はあるかと思いますが、マイカルもそぞうも要注意先だったと。それなのに破綻したわけですよね。そうした危険水域、というものははどういうふうに考えているのか。お二人、簡単にお答えください。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今申し上げたような状況でございます。ただ、最近の状況はかなり改善を見ておりまして、他の金融機関に比べましても遜色のない状況にはなつていると思います。

そういう状況でございますが、今後とも健全性確保という意味では不良債権の処理を積極的に進めいく必要があると考えております。

○委員長(三浦一水君) 他に御発言もないようですが、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○中村敦夫君 終わります。

○委員長(三浦一水君) 他に御発言もないようですが、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○國務大臣(大島理森君) 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中村敦夫君 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○中村敦夫君 農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○國務大臣(大島理森君) 農薬取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農薬につきまして、販売段階での登録を義務付けるとともに、表示のない農薬の販売を禁止すること等により、その品質の適正化と安全かつ適正な使用の確保を図つてゐるところであります。

こうした中で、国民の食に対する信頼を回復す

るため、水際の監視の徹底等農薬の流通、使用的各段階で厳格な規制を行うことが喫緊の課題となつております。

このため、登録を受けていない農薬の製造、加工及び輸入並びに使用を禁止するとともに、輸入の媒介を行う者が農薬の有効成分の含有量等に関する虚偽の宣伝を禁止する等の措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、登録を受けていない農薬の流通を未然に防止するため、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬を製造し又は輸入してはならないこととしております。

第二に、農薬の輸入の媒介を行う者は、農薬の有効成分の含有量等に関する虚偽の宣伝をし、又は登録を受けていない農薬について登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならないこととしております。

第三に、登録番号等の真実な表示のある農薬等以外の農薬の使用を禁止するとともに、使用時期及び使用方法等の基準に違反して農薬を使用してはならないこととしております。

第四に、違反行為に対する抑止力を高めるため、農薬の製造、輸入又は販売に関する規定に違反した者に対する罰則を、自然人については三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に、法人については一億円以下の罰金に引き上げる等罰則を強化することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(三浦一水君) 以上で本案の趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

本日はこれにて散会します。

午後一時四分散会

十 販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量

「一条の三第一項若しくは第十二条の四第一項」及び「作物残留性農薬、土壤残留性農薬若しくは」を削り、「これらの指定」を「その指定」に、「これら」の農薬」を「水質汚濁性農薬」に改める。

十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、農薬取締法の一部を改正する法律案

農薬取締法の一部を改正する法律案

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の一

部を次のようにより改正する。

第一条の二第三項を次のように改める。

3 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農

薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売・販売以外の授与を含む。以下同じ。)する者をいう。

第一条の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二条の見出しを「(農薬の登録)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第三条第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同項第二号及び第四号から第六号までの規定中

「前条第二項第四号」を「前条第二項第三号」に改め、同項第七号中「前条第二項第四号」を「前条第

二項第三号」に、「第十二条の四」を「第十二条の四」に改め、同条第二項を「第二条第二項第三号」に改め。

第五条の二第一項中「製造業又は輸入業」を「製造若しくは加工又は輸入の事業」に、「製造業若しくは輸入業」を「製造若しくは加工若しくは輸入の事業」に改め、同条第二項及び第三項中「製造業又

は輸入業」を「製造若しくは加工又は輸入の事業」に改める。

第六条第一項中「受けた者」の下に「専ら自己」の表示に改め、同条中「製造業者又は輸入業者」を「製造者又は輸入者」に、「輸入業者」を「特定農薬を製造し若しくは輸入者」に、「輸入業者が」を「特定農

薬を製造し若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が」に改め、同条第六号中「作物残留性農薬、第十二条の三第一項の土壤残留性農薬又は第十二条の四第一項の土壤残留性農薬」、「土壤残留性農薬又は」を削る。

第七条の見出しを「(販売者の届出)」に改め、「製造者又は輸入者」に改める。

第六条第一項中「受けた者」の下に「専ら自己」の表示に改め、同条中「製造業者又は輸入業者」を「製造者又は輸入者」に、「輸入業者」を「特定農薬を

使用のため当該農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。)を加え、「製造業者」を「製

造若しくは加工又は輸入の事業」に、「製造業若しくは輸入業」を「製造若しくは加工若しくは輸入の事業」に改め、同条第二項及び第三項中「製造業又

は輸入業」を「製造若しくは加工又は輸入の事業」に改める。

第六条の二第一項中「同条第二項第四号」を「同

条第二項第三号」に改める。

第六条の三第一項中「第二条第二項第四号」を「第二条第一項第三号」に、「に」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「第二条第二項第四号」を「第二条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第二条第二項第四号」を「第二条第一項第三号」に改める。

第六条の四の見出し中「作物残留性農薬等」を「水質汚濁性農薬」に改め、同条第一項中「第

十号を同項第九号とし、同項に次の一号を加め

とし、第五号から第九号までを「一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「製造業者の製造し、又は加工した」を「製造し、又は加工しようとする」に改め

ければこれを「農薬及び特定農薬以外の農薬

る。

第十九条中「製造業者、^{輸入}業者及び販売業者」と「^{輸入}業者」に改め、同条第二項中「に」を「いずれかに」に、「販売業者(第十五条の一第一項の登録に係る農業の輸入業者を含む。次項において同じ。)」を「販売者」に改め、同条第三項中「販売業者」を「販売者」に、「製造業者又は輸入業者」を「製造者又は輸入業者」に改め、同条第四項中「製造業者又は輸入業者」を「製造業者又は輸入業者」に、「製造業者若しくは輸入業者又は販売業者又は販売業者」を「製造業者若しくは輸入業者又は販売業者」に改め、「防除業者その他の」を削除する。

二 特定農藥

(農薬の使用の規制)

を「販売者」に、「その業務若しくは農薬の」を「農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは」に改め
る。

条第二項中「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業」と、同条第三項中「二週間」とあるのは「一月」と、「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業」と、第六条第二項中「二週間」とあるのは「一月」と、同条第五

業者」を「製造者又は輸入者」に、「製造業者若しくは輸入業者又は販売業者」を「製造者若しくは輸入業者又は販売業者」に改め、「防除業者その他の」を削る。

(農薬の使用の規制)
第十一條 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第二条第一項又は第十五條の二第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、(重複を除いて)、(手冊をもつて)、

輸入者 購買者若しくは「」の業務若しくは農薬の「」を農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは「」に改める。

第十三条の三第一項中「第十二条及び第十三条の規定による農林水産大臣の権限並びに」

第一項の「農業者、輸入者及び販売者(専ら自己の使用するため農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産省令で定める者を除く。)」に、「製造業者及び輸入業者」を「製造者及び輸入者」に、「販売業者」を「販売者(製造者又は輸入者に該当する者を除く。第十四条第二項において同じ。)」に改め、「作物残留性農薬、第十二条の三第一項の土壤残留性農薬又は第十二条の四第一項の」を削る。

3 農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

を削り、「環境大臣の権限」の下に並びに第十四条第二項の規定による農林水産大臣の権限」を加え、同条第二項を削る。

第十条の「第一項中「製造業者、輸入業者又は販売業者」を「製造者、輸入者(輸入の媒介を行う者を含む。)又は販売者」に、「輸入し、又は」を「輸入(輸入の媒介を含む。)し、若しくは」に、「又はその効果」を「若しくはその効果」に改め、「宣伝をし」の下に「又は第二条第一項若しくは第十五条の二第一項の登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認させるような宣伝をし」を加え、同条第一項中「製造業者又は輸入業者」を「製造者又は輸入者」に改める。

第十二条の二及び第十二条の三を削り、第十二条の四を第十二条の二とする。
第十二条の五の見出しを「農薬の使用の指導」に改め、同条中「作物残留性農薬、土壤残留性農薬又は水質汚濁性農薬を使用する者は、その使用」を「農薬使用者は、農薬の使用」に改め、同条を第十二条の三とする。
第十二条の六を削る。
第十二条の七中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十二条の四とする。

(第十一條及び第十二條を次のように改める。)
(使用の禁止)

第十三条第一項中「製造業者、輸入業者、販売業者又は防除業者その他の」を「製造者、輸入者、販売業者又は」に、「販売業者に」を「販売者に」に、「第十二条の二、第十二条の三、第十二条の四第一項」を「第十三条、第十二条第三項、第十二条の二第一項」に、「その業務若しくは農薬の」を「農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは」に改め、同条第三項中「製造業者、輸入業者又は防除業者その他の」を「製造者、輸入者又は」に、「販売業者」

第十五条の四の見出し中「輸入業者」を「輸入者」に改め、同条第一項中「輸入業者は」を「輸入者は」に、「当該輸入業者」を「当該輸入者」に改め、同項第二号中「輸入業者」を「輸入者」に改め、同条第二項中「輸入業者」を「輸入者」に、「事業」を「輸入」に改め、同条第三項中「輸入業」及び「事業」を「輸入」に改める。

第十六条第二項中「第十二条の二第一項、第十一条の三第一項若しくは第十二条の四第一項若し

第十五条の四の見出し中「輸入業者」を「輸入者」に改め、同条第一項中「輸入業者は」を「輸入者は」に、「当該輸入業者」を「当該輸入者」に改め、同項第二号中「輸入業者」を「輸入者」に改め、同条第二項中「輸入業者」を「輸入者」に、「事業」を「輸入」に改め、同条第三項中「輸入業」及び「事業」を「輸入」に改める。

第十六条第二項中「第十二条の二第一項、第十一条の三第一項若しくは第十二条の四第一項若し

くは第二項】を「又は第十二条の二第一項若しくは第一項」に改め、「又は第十二条の二第二項若しくは十二条の三第二項において準用する場合を含む。」の環境省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき」を削り、同条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、第二条第一項

の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更

しようとするとき、又は第十二条第一項の農林

水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃し

ようとするときは、農業資材審議会の意見を聴

かなければならぬ。

第十六条の二第一項中「作物残留性農薬 土壌

残留性農薬又は」を削り、同条第二項を削る。

第十七条中「一」を「いずれかに」に、「これを

一年」を「三年」に、「又は五万円」を「若しくは百万

円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」

に改め、同条第一号中「又は第十条の二」を「第十

条の二」に改め、「含む。」の下に「、第十一条又

は第十二条第三項」を加え、同条第二号を次のよ

うに改める。

三 第十二条の二第二項の規定により定められ

た規則の規定に違反して都道府県知事の許可

を受けないで水質汚濁性農薬に該当する農薬

を使用した者

第十八条中「一」を「いずれかに」に、「これを

六月」を「六月」に、「又は三万円」を「若しくは三十

万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科す

る」に改め、同条第一号中「第十二条第二項にお

いて準用する場合を含む。」及び「第十二条第一

項」を削る。

第十八条の二を削る。

第十八条の三中「一万円」を「三十万円」に改め、

同条を第十八条の二とする。

第十九条中「前四条」を「前三条」に、「外」を「ほか」に、「又は人に対しても」に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して「に」に改め、ただし書を削り、同条に次の二号を加える。

一 第十七条第一号(第十二条第一項又は第九条第一項に係る部分に限る。)又は第二号 一億

円以下の罰金刑

二 第十七条(前号に係る部分を除く。)、第十

八条又は第十八条の二 各本条の罰金刑

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第三条、第六条及び第

八条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

た場合において、この法律による改正後の農薬

取締法(以下「新法」という。)の規定の実施状況

等について検討を加え、必要があると認めるとき

は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(農薬の登録に関する経過措置)

第三条 農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入

しようとする者(この法律による改正前の農薬

取締法(以下「旧法」という。)第一条の二第四項

に規定する製造業者及び輸入業者を除く。)は、

この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前

においても、新法第二条の規定の例により、そ

の製造し若しくは加工し、又は輸入しようとする

農薬について、農林水産大臣の登録の申請を

することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により登録の申

請があつた場合には、施行日前においても、新

法第二条の規定の例により、当該農薬の登録を

することができる。この場合において、同条の

規定の例により登録を受けたときは、施行日に

おいて同条の規定により農林水産大臣の登録を

受けたものとみなす。

(販売者の届出に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第一条の二

第四項に規定する販売業者である者であつて、

その営業を開始した日から二週間を経過してお

らず、かつ、旧法第八条第一項の規定による届

出をしていないものについての新法第八条第三

項の規定の適用については、同項中「開始の日まで」とあるのは、「開始の日から一週間以内に」とする。

(外国製造農薬の輸入者の届出に関する経過措置)

第五条 施行日から起算して二週間を経過する日

までに新法第十五条の二第一項の登録に係る農

薬の輸入を開始しようとする者(旧法第一条の二

第四項に規定する輸入業者を除く。)について

の新法第十五条の四第三項の規定の適用につい

ては、同項中「開始の日の二週間前までに」とあ

るのは、「開始の日までに」とする。

(施行のために必要な準備)

第六条 農林水産大臣及び環境大臣は、新法第二

条第一項に規定する特定農薬を指定しようとす

るとき、又は新法第十二条第一項の農林水産省

令・環境省令を制定しようとするときは、施行

日前においても、農業資材審議会の意見を聴く

ことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定

める。

平成十四年十二月五日印刷

平成十四年十二月六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C